

参議院社会労働委員会會議録第五号

昭和三十九年二月十八日(火曜日)

午前十時三十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 鈴木 強君
理事 高野 一夫君
徳永 正利君
藤田 藤太郎君
柳岡 秋夫君

委員

加藤 武徳君
鹿島 俊雄君
亀井 光君
紅露 みつ君
佐藤 芳男君
丸茂 重貞君
山下 春江君
藤原 道子君
小平 芳平君
林 塩君
村尾 重雄君

国務大臣

厚生大臣

小林 武治君

政府委員

人事院事務総
局長与局長

瀧本 忠男君

人事院事務総
局職員局長

大塚 基弘君

厚生大臣官房長

梅本 純正君

厚生大臣官房
房会計課長

戸澤 政方君

厚生省公衆
衛生局長

若松 栄一君

厚生省環境
衛生局長

錦林 宣夫君

厚生省医務局長

尾崎 嘉篤君

厚生省医
務局長 大崎 康君

厚生省業務局長 熊崎 正夫君

厚生省社会局長 牛丸 義留君

厚生省年金局長 山本 正淑君

厚生省看護局長 鈴木 信吾君

事務局長 増本 甲吉君

常任委員 会専門員

警察庁保安局 楠崎健次郎君

防犯少年課長 大蔵省主計 船後 正道君

局主計官 労働省労働基 東村金之助君

準局監督課長

説明員
警察庁保安局 防犯少年課長 大蔵省主計 局主計官 労働省労働基 準局監督課長

本日の会議に付した案件

○予防接種法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○社会保険制度に関する調査

(厚生行政の基本方針に関する件)

(看護の諸問題並びに医療制度に関

する件)

(公衆浴場法、興行場法及び風俗営

業等取締法に關連する問題)

(生活環境施設整備に關する件)

○委員長(鈴木強君) ただいまより開

会いたします。

○予防接種法の一部を改正する法律案

を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴

取いたします。小林厚生大臣。

○国務大臣(小林武治君) ただいま議

題となりました予防接種法の一部を改

正する法律案について、その提案の理

由を御説明申し上げます。

従来、予防接種法による急性灰白髄

炎の予防接種には、不活化ワクチン

を用いていたのでありますが、経口生

ポリオワクチンの効果及び普及性にか

がみ、不活化ワクチンにかえて経口生

由を御説明申し上げます。

従来、予防接種法による急性灰白髄

炎の予防接種には、不活化ワクチン

を用いていたのでありますが、経口生

ポリオワクチンの効果及び普及性にか

がみ、不活化ワクチンにかえて経口生

ポリオワクチンを用いることにいたし

たのであります。

これに伴い、予防接種を実施するに

あたつての定期に關する規定を改正す

ることとした次第であります。

以下、簡単に法案の内容を御説明申

上げます。

従来、急性灰白髄炎の予防接種の定

期は、不活化ワクチンにより、第一期

を生後六月から生後十一月に至る期

間、第二期を第一期終了後十二月から

十八月に至る期間と定めていたもので

ありますが、これを改めて、経口生ポリ

オワクチンにより、生後三月から生後

十八月に至る期間と定めたのでありま

す。

なお、改正法は昭和三十九年四月一

日から施行するものとし、施行時にお

いて、従来の不活化ワクチンによる予

防接種を受けて完了するに至っていない

者等については、別に定期を定めて

経口生ポリオワクチンによる予防接種

を受けることができるよう措置いたし

ております。

以上が、この法律案を提案する理由

及びその概要であります。何とぞ慎

重に御審議の上、すみやかに御可決あ

らんことをお願い申し上げます。

○委員長(鈴木強君) 本日は、本法律

案に対する提案理由の説明聴取のみに

とどめます。

○委員長(鈴木強君) 次に、社会保

障制度に関する調査中、厚生行政の基

本方針に關する件及び昭和三十九年度

厚生省関係予算に關する件を議題とい

案に對する提案理由の説明聴取のみに

とどめます。

○委員長(鈴木強君) 次に、社会保

障制度に関する調査中、厚生行政の基

本方針に關する件及び昭和三十九年度

厚生省関係予算に關する件を議題とい

たのであります。

質疑のある方は、逐次御発言願いま

す。

○藤原道子君 私は、厚生大臣にお伺

いしたいと思ひます。

過日、厚生大臣に陳情いたしました

生活保護受給者の朝日茂さんは、いま

社会保険における医療保障の不備をつ

いて、これは最低限度の生活を保障す

るものではないというので、提訴いた

しております。第一審におきまして

は、御案内のように、朝日さんの主張

が認められた。わずかに六千円では日

用品費にも足りない、せめて、たまには

卵も食べたい、牛乳も飲みたい、こう

いうことではないかと訴えてまいりま

したが、これが厚生大臣に却下され、

やむを得ず提訴いたしました。第一審

におきましては、この朝日さんの血を

吐きながらの訴えが取り上げられまし

て、現地を視察したり、あらゆる方面

の証人を調べました。その結果、憲法

に違反するものである、妥当な、いま

の扱いではないというところで、朝日

さんの勝訴になりました。ところが、

厚生省は、人の命を守るべき立場にあ

る厚生省は、これをあえて上告なさい

ました。上告後におけるあらゆる圧力

が現地にも及びましたところの事例

は、枚挙にいとまございませんが、そ

れはさておきまして、ついに最低生活

を保障するに非常に足りない額では

あるけれども、これは法に触れるもの

とは断じがたい、こういうあいまいな

判決理由によりまして、ついにこれが

は、枚挙にいとまございませんが、そ

れはさておきまして、ついに最低生活

を保障するに非常に足りない額では

あるけれども、これは法に触れるもの

とは断じがたい、こういうあいまいな

判決理由によりまして、ついにこれが

朝日さんの敗北になりました。厚生省

は当時勝った、勝ったということをも

聞に報道されていたのです。私は、こ

の態度にがまんのできないものを感じ

ておりました。ところが、これが重症

にあえぐ朝日さんに非常なショックと

なりまして、自來坂道をころがるよう

な状態で病状が悪化いたしました。つ

いに朝日さんはなくなりました。なく

なりますその日でございますが、私は

厚生大臣に陳情いたしました。厚生

大臣は、さっそく処置をするというよ

うなことでもございましたが、朝日さん

の入院しております岡山療養所、あれ

は食事はいいはずだ、こういうお答え

にのみ終始されておりましたが、病室

たるや零下で、そこに火のけも何もし

ない。私が行ったときにも、酸素吸入し

ておりましたけれども、看護婦はそば

についていない。そういうろくな看護

も受けられずに、生保患者のために自

分の命を犠牲にしても、ぜひ勝ちた

い、そして日本の社会保険の前進の

ために、自分の命をささげたい、こう

して、さらに最高裁に上告いたしました

た。戦い半ばに、その自分の願いもむ

なしくついになくなったのです。

いまの池田内閣は、口を開けば高度

福祉国家を建設するのだ、社会保

障

だ、こういうことを口にされておられますが、私はほんとうにそうかどうかを疑わざるを得ない。特に私がまんのならないのは、第一審のとき、厚生大臣の代理として法廷に立たれました人の証言に、朝日さんの主張の中に、たび一足で足りないということがあつたけれども、はだして飛んで歩いて健康で育っている子供がたくさんおるじゃないか、ちり紙が一枚半で、たんを取るにも足りないという訴えに対して、わち紙が足りないという健康で生きている国民がたくさんあるのだ、だから、いまのこの限度の日用品費は十分である、こういうことを厚生大臣の代理が証言していらつしやいます。私はここに問題があると思ふ。いま国民生活水準は向上した、やれ福祉国家の建設だといふけれども、いまこのときに、血を吐きながら病床で悩んでいる人に、わだ用を足して健康な人だから、ちり紙一枚半は不当ではない、はだして飛んで歩いて健康で育つ子供がいるのだから、だから費用は過小ではない、こういう考え方で厚生行政をやられていたのでは、私は貧しい者、病む者は、いつの日がきたら救われるのだろうか、こういう主張がしなれないのです。こういう主張のもとに負けて死んでいった朝日さんと思うと、私はたまらない気分なんです。

私は社会保障に対する考え方を——これは小林厚生大臣の前大臣の当時でございまして、あえてこの際、小林厚生大臣に私は社会保障に対する基本的な考えを伺いたい。まず、その点からお伺いしたいと思います。

○国務大臣(小林武治君) 福祉国家を

つくりたいというのは、政治の目標というか理想を申したのであります。いま現に十分な福祉国家である、こういうことはだれもいっていません。したがって、これを福祉国家に向かつて、あらゆる政策を結集していきたいというところで、戦後社会保険その他の福祉施設というものは非常に前進したことはよくおわかりのことと思つてあります。これは毎年前進をしておるのであります。むしろいま、まだ満足な段階に至っていません、これをこれから続いて前進させよう、そしていよいよ福祉国家を建設したいというのが政治の目標だということ、もうおわかりであります。あらためて申し上げます、現にわれわれは満足すべき福祉国家ができておる、こういうことは言っておけません。福祉国家に向かつて、あらゆる努力を集中していきたい、こういうことを申しておるのであります。非常に毎年々々、とにかく前進しておるということは一つの事実であります。そういうことで、われわれも今後、その理想に向かつて、できるだけ前進をしなければならぬ、こういうふうに考えます。

○藤原道子君 私は、厚生省が朝日訴訟に勝訴したとき、勝った勝ったと宣伝されたのは、どういふ意味ですか、それがわからない。それから私が申し上げましたように、わだ用を足しているのだとか、あるいははだして飛んで歩いて子供が育っているのだから、貧乏人はその程度で十分だといふ考え方で、生活保護に取組んでいらっしゃるかどうか。

○国務大臣(小林武治君) ただいまのような発言があつたかどうか私は知り

ませんが、そういう発言は適当でない、また、これからはそういう考え方もつて、この仕事に当たつてはいけません。勝った勝ったと申したことは、私は何もし、そういうことは存じておりませんし、そういう気持でおつたとも思いません。どこかで、そういうことをだれかが発言した、こういうことであれば、われわれは反省しなければなりません、私の関知する限りにおいては、さういふ言葉を弄した者はない、かように思います。

○藤原道子君 私は、そういう発言をした人があつたかどうかは承知しないとおつしやるけれども、ちゃんと記録に残っているじゃありませんか、法廷に……。あるいはまた、勝った勝ったと言われたのは、厚生省が勝訴したとき、新聞にはつきり報道されて、取り上げられておるじゃありませんか。都合の悪いことは、私は承知しております。そこで、こうした状態のもので、朝日さんと同じような状態、いま療養所で療養を受けておる患者さんがたくさんあるのです。もつとあたたかい愛情のある政治、これを病む人のほうに、貧しい人のほうに、厚生大臣は率先して強力に、そうしたあたたかい医療が受けられるように、そういう人たちのために真心をもつて今後対処していただきたい。私はきょうは、この問題に対しては多く触れませんが、朝日さんと同じ立場にいる人がたくさんいるのだ。朝日さんは言いました、自分はどうせ死ぬのだ、けれども同僚のために、よい制度をつくりたい、こういう

ことを死ぬ瞬間まで叫んでおられたことをぜひ大臣にはお心にとめていただいて、そうして貧しく病む人のために、もつとあたたかい手を差し伸べていただきたいということを申し上げます。

そこで私が伺いたいのは、非常に低い生活保護で療養している患者さんがたくさんある、その上に、その療養所に、病院に医療従事者が、あまりにも不足しておる。過日、同僚林委員が予算委員会で見聞問題を取り上げていらつしやるので、私は、きょうはこれに触れるつもりはなかったのですが、私の知っている人が、つい一月くらい前でしたか、栃木県の日赤病院に、肝臓が悪くて入院するつもりで、入院の支度をして病院へ参りました。そうして部屋へ連れていかれたら、二人部屋だ、そこに酸素吸入がぶくぶくかけられていたけれども、その患者は、すでに死んでいました。患者は死んでおるのに酸素吸入が動いていた。これを見て、私の知っている人はびっくりして、急にこわくなつて、こんな病院に私は入院できないと言つて、とめるのを振り切つて帰つてきてしまった。これは一体、どういふことでしょうか。しかもこれは日赤病院です。ところが、これを聞いた私は、その後これはたいへんだと思つて、この三、四日いろいろな病院の状態を調べてまいりました。驚くべき状態なんです。一体、これがいわゆる大國であるとか、文化國家であるとかいうようなことを誇る日本における医療行政であらうか。全くつ然とした感じがしました。以下、こうした点の実情について、私は若干御質問をいたしたい。

いま、そうした例は随所に行なわれておりますが、あるいは酸素吸入をかけながら患者が死んでいる、点滴注射を無人でやつておいたために、空気が入つて患者が死んだ、保育箱で赤ちゃんが焼け死んだ、略血したけれども、ブザーを押しても看護婦さんが来ても、れない、そうして窒息して死んでいったというような事故死が相次いでいることは、まさか知らないとは言えないと思ふ。これに対して、どういふ態度をとつておいでになつたか、この点を私は、まず第一にお伺いしてみたいと思ひます。

○政府委員(尾崎嘉彦君) 各地の医療機関におきまして事故が起つておるといふ御指摘、まことにその点申しわけないと思ひます。まず、こういうふうな問題を防止いたしますために、病院の診療完備、この体制をしつかりさすといふことが第一だと思ひますが、同時に看護婦さんの数及び質の充実といふことが大事だと思ひますので、特に数の問題に關しましては、全般的に看護婦さんが最近足りないといふので、急遽一昨年から看護婦さんの養成力の拡充、また現在ございまして養成施設の定員を一ぱいに入れてもらつていふような運動、さらに看護婦生徒が十分勉強できますように経済的な援助として奨学金をふやすとか、また、養成所の拡充に対して国庫補助を出すといふような施策を講じて、全体の看護婦の増加につとめておるわけでございしますが、この対策は、すぐに間に合ふわけでもございせんので、現在います看護婦さんが、できるだけ能率的によく働いていただけたらよい体制をつくつていく、まあ機械化を進めると

か、さらに看護婦組織の整備をしていくというような指導をしておるわけでございます。なお、現在資格を持っておられます看護婦さんで働いておられない方に對しては、できるだけ仕事に従事していただきますようにお願いし、その機会をつくっていく、またハーフタイムの勤務体制というような問題も研究して進めるといふような手を打っておるわけでございます。

○藤原道子君 私は当委員会の同僚諸君も、またかと思われるであらうくらいに看護婦の問題をいままで取り上げてまいりました。たしかおとしだと思ひますが、予算委員会でも取り上げました。ところが、いつも答弁は同じなんです。善処いたします、対策を講じつづけます、看護婦の待遇が悪くから変えなければいけないと思ひます、答弁は同じなんです。ところが、一向にそれが改善されないからこそ、きょうこういふ事態が起こっているのです。事故死で死んだ人は、もう帰らないのですよ。私たちが入院しても、そういうことがないとは保証できないのです。

それで、いま看護婦の養成のために、いろいろ努力しているとおっしゃったけれども、奨学資金ですか、これなんかだつて三十七年度には四・六%、全生徒数に對して。三十八年度は五%でした。三十九年度は六・四%なんです。この程度で、しかも申看は三千円です。それから准看に對してはわずか千五百円、そしていまほど、いまのよりに大量に看護婦が足りないときに、それで間に合うでしょうか。努力をしておられますと言ひけれども、あなたがたが努力努力と言ひているうちに、多

数の患者が犠牲を受けている。その一面に過重労働で、どんどん倒れていく看護婦さんが相次いで起こっている。どういふ抜本的な対策を立てておいてなるか。それを伺ひたい。考慮いたしますのだ、努力中では、もう追つかない事態になつてきているということをお考えになつて御答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員(尾崎嘉郎君) 看護婦さんの病院、診療所に就業しておられます方は、昭和三十一年末におきまして十二万三千人くらいだったのでございますが、三十七年末におきましては十八万三千人くらいにふえております。この増加率は、ベッド数の増加に少し上回るくらいに増加しておる次第でございます。ただし、ベッド数の増加とともに労働時間が四八制から四四制に変わったとか、また基準看護の採用だとか、その他医療の内容の向上、生活程度の向上といふふること、看護婦に對する要求が、より強まっておりますので、現在いろいろ不足の声が強いという実態だと私は考えるのであります。それが、それに對しまして、先ほど申しました需給対策を一年前から手を打ち始めてやつておるわけでございます。

昭和四十五年におきまして二十五万人くらいの看護婦さん、准看護婦さんで職場に従事している方を確保していきたいという目標で現在やつておるわけでございますが、三十七年末には、その計画によりまして十八万人くらいに予定だつたのが十八万三千人になつて、少しオーバーしている状態でございますが、しかし、それでも現状では、なお不足がござります。なお、看護婦養成所の生徒等につきましても、三十八

年四月の入学者等は、ほぼ計画を上回つておるというふうな状態でございますが、さらに一そう努力をしていきたい、こゝろに思ひます。

○藤原道子君 これは林委員長が予算委員会でお話されておるわけでございますが、看護婦さんの数は若干ふえておる、養成所を出る人は若干ふえておるけれども、看護婦が四千二人ですか、准看が二千二人、ところがそれに上回つて、病院は過去七年の間に三万以上ふえておる。どんどん病院は建つておる、いまの現状でも看護婦は足りないので、それで、いまのあなたのような計画で、はたして間に合うのかどうか。

さらに伺ひたいのは、看護婦の希望が若干ふえてきたといふようなことを言つていらつしやいますけれども、だんだん中学卒が少なくなる。進學率がふえておる。そしてまた、いまのよう看護婦の待遇で、魅力のある職場と想ふ人はだんだん少なくなつてきておる。それでも、あなたの計画のとおりいくといふお考えですか。

○政府委員(尾崎嘉郎君) 予算委員会においての林先生のお話は、たしか正看護婦の入学者であつた卒業生がだつたか、四千四百人くらいで、准看護婦が二万くらいである、しかるにベッド数は三万ベッドだと言われたと思ひますが、一三万三千人ほどの増加があるといふお話だつたと思ひますが、三万のベッドに二万四千になれば、かなり見合ふ数字ではないか、ただ、三万ベッドの増加に對して二万四千の増加であれば、ただし、これはやめられる方があつたので、二万四千と三万とを比較するわけにはいかないと思ひますが、たとへば三万ベッドでありますれば、四床

に一人といふと、八千人くらいあればいいわけでありまして。四八、三万二千になりますから。今の二万四千なり五千の増があれば、それは十分見合ふわけでございますが、しかし、やめられる方とか何とかも、また計算に入れなければならぬわけでございますので、その二つを比較するわけには実はいかないと思ひつておるわけでございます。

なお、いまお話のようなベッド増等を考慮に入れますと、四十五年度末には、大体百二十万床になる予定で計算しております。それで二十五万人といふ要員を予定したわけでございます。その間におきまして、確かに出生率の減少の影響が、中学卒業者に及んでおるというので、そういうような点も考慮いたしまして、四十五年度末までの計画は立つておりますが、この点、進學率の上昇が予想以上に伸びておりますところから、この点は、准看護婦の教育といふような点につきまして、もう少しわれわれも検討を、さらに加えて補正していかなければならない、こゝろに思ひつておるわけでございます。

○藤原道子君 あなたは、ふえるとおっしゃつたつて、ゆゑに私はびっくりしたのですけれども、立川の共済病院で、今度、看護婦さんが、卒業生が一人も病院に残らない。やめていく人が多いと同時に、せつかくそこに残らないといふのです。そういう事態であるといふことを御承知でしょうか、いかがでございますか。

○政府委員(尾崎嘉郎君) 立川共済病院の例は私は存じませんが、施設によりますと、そこで養成した生徒が、その病院に全部残らないといふような、大部分はなくなるといふような例は、まあ聞いております。

○藤原道子君 私は、こんなことで押し問答したつてしょうがないので、私は看護婦が、なぜそこに魅力がないのかといふ病院の実態をほんの二、三申し上げてみたい。

これは全国的にも有名な慈恵病院、外科病棟、四十八床、そこに看護婦さんが十三名で働いておる。ところが、欠員が出てまいりました。いま現に二名欠員になつております。痔と椎間板ヘルニアといふのですか、このために看護婦さんが休んでおります。そうすると、日勤が主任を含めて三名から四名。ドアを手であけられない。ドアを手であけて回診車を足で押し込む。片方の手は、すでにピンセットを握りしめなければ介助に間に合わないといふような状態であつておる。一月二十九日には、整形外科が九例ございまして、九時半に手術室へ入つて、終わつたのが夜中の十二時なんです。食事も休憩もなく、ぶつとおしの勤務をしておる。この慈恵病院では、時間外労働が九十時間から百時間が普通だといふのです。しかも、手術場には休憩室がない。こゝろに状態で看護婦さんが働かされておる。それでエレベーターがないから、このごろ椎間板ヘルニアといふのが看護婦さんの職業病だと言はれておる。しかも、これになつたらなおらないといふじゃないですか。なぜ、重い物を持つから。無理な勤務をするから。しかも、検査室から手術室へ担送が一日に数回ある。三階から上

がつたりおりたり、それを看護婦さんが、重いものを持ってやらなければ間に合わない。そういう状態でやつておるし、しかも患者さんは、夜はもう水を飲まない、夜におしっこが出たら困るから、ベッドがよごれても取りかえてもらえないから、夕方から水を飲まないようにしている。これが天下の慈恵病院の実態なんです。一体、これ看護婦が魅力を持って働けるとお考えでございましょうか。しかも夜勤は、二月一日から二月十七日までで日勤したのは二日、あとは全部が夜勤である。大体、一月平均して夜勤が十五日から二十日、若い女性に、これほど夜勤をぶつとおしにやらせて、それでなおかつ、職場で聖職なりとしてとどまっていけるでしょうか、こういうところの問題がある。あるいは東京女子医大でもそうです。救急患者がきたときは、たいへんだというところを、ここに私は例を調査してまいりました。

社会保険病院では、いま勝山病院ですか、ここで問い合わせましたら、ここでは赤字が四千万円あるというて、医薬品の購入もできずに古いものを再生する、そういうところにも看護婦の手が非常に使われておる。それから社会保険の中央病院では、東京ですよ、看護婦不足のために新生児の授乳などは、ピンを口にくわえさせてラップ飲みをさせている。そのために新生児が、ときどき窒息したりチアノーゼを起す。まだ事故死が出ていないけれども、いつそれが出るかかわらないというようないまの現状です。社会保険の中央病院ですよ。

ところが東京都の衛生課で、夜の、夜勤を二人するように指示した。病

院はこの指示に従った。ところが、看護婦の増員をしないで、二人勤務にしたものですから、夜勤回数が倍になる。この一病棟で五名も看護婦さんが肝炎で倒れたという事故が起きています。過労のために看護婦が倒れている。あるいは社会保険の川崎中央病院でも、看護婦が三名妊娠したが、全部流産した。原因は、気のどくなほど勤務が過重である。最近看護婦の持病として椎間板ヘルニアが多くなっている。私は、これでも看護婦をしていかなければならないのでしょうか、こういうような状態なんです。

しかも、その反面社会保険病院では非常に最近差額徴収がふえている、虎の門の病院でも、四七％は差額徴収だ。共済組合の病院でありながら、差額なしに入院しようと思えば、半年も待たなければ入院ができない、こういう状態で、差額を徴収しながら、看護婦はこういう過重労働に追い込まれているというものが、今日の状態です。

私は、まだまだたくさん持つております。愛育病院の実態はひどいもので、最近足りないので、デパートのベビーセットを売っているところから、実習生として派遣されて、これが労働力に入れられているのですよ、これでいいのでしょうか。これでも人が足りません、何とか四十五年までには善処する方針ですと云って、すましていられる実態かどうか。愛育の病院でも、多いときは夜勤が二十日です。平均して十五日、これが今日の実態でございますが、こういう点は、調査して御承知でございましょうか。あなた方が病院勤務の実態をもし御承知であるならば、ここで承りたいし、私がいま

申し上げたようなことが間違いだと反駁する用意がございましたら反駁していただきたい。

○政府委員(尾崎嘉郎君) ます、先ほどの立川共済病院の問題で、卒業生が残りぬじやないかというお話でございしますが、この点は、全国的に見ますと、三十四年から三十七年ごろまでのデータで申し上げますれば、三年課程の正看護婦の関係は、卒業生の大体七八割が職場に看護婦さんとして働いておる。これは保健婦とかその他のほうに進学する者があるからだと思います。それから二年課程の看護婦さん

の、いわゆる進学コースでは九六・九％、准看護婦の方は九八・三％が職場についておりますので、その病院には残らなくても、ほかの病院で働いておるといのが大部分だというふうな数字をわれわれのほうは持つております。ただし、それが将来あまり転々とするといいふることとか、脱落が途中でどれくらいあるかというふうな問題が、今からの問題だと思えますし、就業率も、あと長くできるだけ勤めてもらいますように、待遇とか労働条件をよくしていかなければならない、こういうふうな考え方でおるわけでありま

す。それから、病院のいろいろ実態をお話いただきましたが、私たちのほうも、この点、いま看護関係が必ずしも十分だとは、われわれ思っておるわけではございませんで、看護力を増大させねばならない、こういうふうに思っております。ただ、御承知のとおり、看護婦さん、准看護婦さんという資格の方々は、一挙にできるものでございせんので、やはり養成施設を

拡大していつて、そのしつかりした資格のある方を数をふやしていくというふうな努力をせねばならないというふうな意味で、いま努力しておるということをお話し申し上げたわけでありま

す。なお、資格を持つておられる方をできるだけ働いてもらいますように、再就業と申しますか、そういうふうな手を打っておる。それで、一年間千五百ないし二千の方が、家庭その他から、また職場に帰ってもらっておるうちにわれわれは推定しております。しかし、これをもう少しふやしたい。

それから、なお、現在あります看護婦さん方、准看護婦さん方を、できるだけ能率的に働いていただきますように、組織とか、機械化、設備というふうなものをよくしていくということに努力をいたしたいし、またその助手——看護婦さんでなくてもいい仕事に對しましては、助手の数をふやしていくというふうなことを努力せねばならない、こういうふうなことを考えておりますので、いま看護要員と申しますか、看護婦さん、准看護婦さん、それから助手を加えた数の数をできるだけふやすようにしていかなければならない、こういうふうな考え方は持つておるわけでありま

す。○藤原道子君 看護婦が一朝一夕にできないことは、私どもはよく承知しております。だからこそ、看護婦さんの問題を当委員会に取り上げ出したのは、もう十年以上前からです。私はきょう、あなたを責めているわけじゃない。この問題は、看護制度の改正のときに、すでに問題になった。四人に一人の割合では少ないじゃないか、ど

こを根拠に四人に対して一人の規定をするのかと御質問したことを私はよく覚えておる。そのとき、林さんは、ここに参考人としておいでになつていたと思うのです。ところが、その委員会が済んだとき、厚生省自体が、四人に一人じゃ足りないのですよ、だけれども、いまは看護婦が足りないからしかたがない、ほんとういへば、藤原さん二・八人に一人くらいはほしいのです、こういうことを言われた。ということになる、もう十何年前のことです。その後、どれだけの努力ができてきたかということが私は聞きたいわけですが、しかも、その当時、四対一というのは、有資格者が四対一だ。ところが、いまは四、四、二でしょう、それで足りなくなつて、いま申し上げましたような、デパートの実習生を看護力に入れなければ、病院の運営ができない。ここまで追い込んだのは、だれの責任かということになる。私がきょう、あなたに言ったのが初めてなら、あなたのおこたをすなおに承る。私は十何年前から同じことを、こ

らっしゃる。ところが、救貧より防貧
どころではない。いま、現に死にかけ
ている患者さんに看護婦が足りない。
その看護婦さん看護婦さんが次々と病
で倒れて、しかも職業病とさえ言われ
るような権限板ヘルニアなんという、
おそろしい病気に倒れる人が相次いで
いる。医療に従事する看護婦さんに流
産や異常産が多い、これで一体、
相済みずかといふことを私はきよう
申し上げておるのです。看護婦が、い
ますぐできないことはわかりきってお
ります。いま、幾ら努力をいたして
おりますと云つても、奨学費に對しま
しても、ことし千二百万ふえたと思
うのですが、千六百万ですか、その対象
は、どのくらいふえることになりま
すか。私はそんな姑息手段ではだめだ
と思う。

私は、看護婦の養成を診療費から養
成することは間違いだといふことを、
これまた十何年同じことを言つてきて
いる。国の責任で、診療費から看護婦
を養成するのではなくて、それは国が
奨学資金を十分に出して、そして勤務
につけ、何年か勤務したら、その償還
は免除する、こういうことも一つの方
法だろつと思ふ。そういうことも幾
つか申し上げましたが、やつと取り入
れられたのが一昨年、ところが、進む
のはほんとうに遅々として、実効はふ
えないと私は思ふのでございます。そ
れで事足りるのでしょうか。だから、
もつと国が看護婦の養成に對しては、
別途のお考えをお持ちになる用意があ
るかどうかを、この際、明らかにして
いただきたい。

○国務大臣(小林武治君) いま、藤原
さんの言われることは、もうそのとお

りでありまして、たいへん対策が遅々
としておるといふことは、私どもも認
めざるを得ません。したがつて、こと
しも私ども看護婦の養成については、
ただ施設だけの負担にまかせておくの
は適當でない、こういうことで運営費
等についても、できるだけの補助をい
たしたいと、こういうことを考えた
が、ことしは実現しませんでした、私
は来年等におきましては、こういうこと
を実現させるような決意を持つておるの
でありますし、また、お話のように
奨学金にしましても、全体の六割とい
う、きわめて微々たるものでありま
す。また、養成所の施設に對する、あ
るいは教材に對する補助金等も一億
千万円、これも私は非常に僅少な額だ
と思ふのでありまして、こういうこと
を、ひとつ相當大幅に進めなければな
らない、こういうふうに考えておるの
であります。ことしはわれわれの努
力等が足りなくて、成果をあげ得な
かつたことを非常に遺憾に存じます
が、ここに關係者もみなおります
し、来年度は、こういうものを大幅に
ひとつ進めることによつて改善をいた
したいと、かように考えております。

○藤原道子君 私は大臣に、今度こそ
がんばつてもらいたいといふことを申
し上げておきます。
それから看護婦の夜勤勤務が、いま
のような月の半分だの、多いところは
二十日間、これは申し上げるまでもな
く労働基準法では女子の深夜業は禁止
しているわけですが、ところが看護婦と
いう職種が、いたし方なく夜勤を認め
てゐるわけだ。ところが、だからと
いつて年若い女性が、一月月のうちに
十五日も二十日も夜勤をする、これが

母体に影響しないはずはない、これは
労働基準法の精神にも違反してゐるこ
とは言うまでもございせんが、これ
では、幾ら看護婦を養成しても、喜ん
で働く職場にはならない。私は、この
大橋労働大臣の御答弁にも看護婦の、
病院とか施設とか、その他を中心とし
て、まあ労働問題には十分監督してい
きたい、こういうことが述べられてい
るのです。ところが、どういふふう
に監督してゐるか。――長時間労働及び
休日労働の排除、割り増し賃金の適正
な支払い、就業規則の作成、労働条件
の改善につとめてまいつたところであ
りまして、近年次第にその実効が上
りつとあると考へております。こ
ういふ御答弁が労働大臣から二度も繰
り返してなされておる。――これらの関
係従業員の労働条件の問題につきま
しては、労働省でやはり労働基準法に
従つて責任を持たねばならないとい
う考へを持つておるのでございまして、
今後ともこういう考へのもとに施策を
進めてまいりたいと思ひます。労働
大臣は、こゝ御答弁していらつしやる。
だから、これに對しては、以上申し
上げたような看護婦の実態でございま
すが、労働基準局といたしましては、
どういふふうな監督をしておいでにな
るか、実効があつたのか、どうい
う実効があつたのか、それをお伺いし
たいと思ふ。しかもおとしの私の質
問に、労働省では、夜の、夜勤に休憩
時間がない、これは一体どうなんだと
言つたら、それは基準法に違反してい
るといふふうに答へていらつしやる。
ところが、いまも相変わらず同じ状態
が続けられてゐるにもかかわらず大臣
は、実効があつてゐる、こゝいふ

りには答へていらつしやる、これを労働
基準局は、どういふふうな監督し、
どう実効があつたかを伺ひたい
と思ふ。

○説明員(東村金之助君) お答へいた
します。ただいま先生が御指摘ござい
ましたように、看護婦の問題につきま
しては、いろいろ問題がございします。
ただ、私ども労働基準監督行政の立場
から申し上げますと、いま御指摘のよ
うに、看護婦についてはやむを得ない
観点から、深夜業は許されてお
ります。しかしながら残業等をやる場合に
は、一定の制限がございまして、一日二
時間、一週六時間、一年間百五十時間
をこえてはならないという規定がござ
います。それから休日につきましても、
休日労働はやつてはならないといふこ
とになっております。しかしながら、先
ほど来、先生いろいろ御指摘のやうに
残念ながら、この看護婦の問題につ
きましては、ほかの一般産業に比較
しまして違反がかなり多うござい
します。そこで私どもいたしましては、通
常の場合には、工業的業種と申しま
すか、一般の製造業、工場等を重点に監
督指導を実施してゐるわけがございま
すが、特に看護婦等につきましては、
そういう業種ではございせんが、い
まのような問題がございしますので、最
重点の一つとして監督指導をして
おるわけがございします。具体的な数字を若
干申し上げますと、このいろいろ違反
がございします中で、労働時間の問題につ
きまして、つまりいま申し上げました
残業時間の規制に違反するといふ問題
につきまして監督いたしましたところ
ろ、昭和三十六年には監督を実施した
事業場のうち約三割七分程度の違反が

ございました。事業場といふのは病院
等でございます。それから三十七年に
至りますと約三割程度になってござ
います。三十八年は、現在のところ集計が
ございせんが、ただいま申し上げま
したように、監督の最重点の一つとし
ておるもので、この数字は、さらに
改善されるものと期待してあります。
しかし何ぶんにも、いまいろいろ御指
摘がございしましたように、労働基準監
督行政と申しましても、医療体制の整
備といふことも関連いたしますので、
さらに厚生省等と連絡の上、具体的に
その実態に即した監督指導をしてま
いたい、こゝ考へております。

○藤原道子君 特殊な事業だから違反
はあるけれども、しかたがないとい
ふことになれば、労働基準法も何もない
んです。一年の何といふんですか、超
過労働ですか、これをいまおつしや
うなんだと思ふのですけれども、一月
に百時間をこえるのはたくさんある
ですよ。といふことになると、監督行
政といふのが、私はどういふふうな
のか、ますますわからなくなる。これ
が特殊な医療業務だからしかたがない
という程度で、手をゆるめて今後も
いらつしやるのか。

○説明員(東村金之助君) 私いま申し
上げたのは、監督行政は、この看護
婦の問題に限ります。ほかの中小企
業等におきましても、労働基準法を守
らなければならぬと、こゝいふふう
に順法を迫るわけがございしますが、
たとえば中小企業等においても、中小企
業全体の施策、そういうものと見合
つていかなければならないといふ基本
的な問題がございします。

そういう意味におきまして、この看

におきましては、公務員の給与を一〇〇としたとしますと、民間の看護婦さんの給与水準は八四％、こういう結果になつておるのであります。そこで民間給与に重点を置いてやりますならば、看護婦さんの給与を上げるという理屈にはならないのでございますけれども、公務の位におけるいろいろな関係を見てみます場合に、そういうわけにも参らないというので、われわれはこの看護婦さん同士の給与水準の比較には重点を置きますで、むしろ先ほどから、いろいろ出ております看護婦さんの職務と責任というものを非常に重視いたしまして、むしろ看護婦につきましては、一般の給与水準よりも、一般の国家公務員部内におきまする給与水準の位よりも、看護婦さんのところに力を入れておるといのが現在の状況でございます。

しかしながら、その状況をもつていたとしても、なおかつ、これが不十分なものであるというふうにお考えになられるのは、これはごもつとも点もあろうかというふうにわれわれも思つておりました、今後におきまして、これは努力して直してまいりたい、このように考えております。なお看護婦さんになられました、その後の昇給等につきましても、やはりわれわれは努力いたしまして、その昇給曲線を直すというところを、三年やつておるのであります。これは、ここ二、三年の勧告の結果を見ていただければわかることでございますが、やつております。

しかしながら現在、看護婦さんの場合におきまして、年をとられた、年を

とつたといつちや何ですが、比較的年数の長い方々が、いま御指摘のような例も、あるいは出てくる方もおりますけれども、そういうものは、やはり給与体系自体におきまして、もと、どういふ給与であつたか、その後の昇給がどういふふうに行なわれたか、その昇給規定と昇給の関係等は、やはり民間の状況等に移してきたというふうなことがあります。そこで民間におきまして、年功序列の傾向が強かつた場合、その状況が出ておきますし、また同一職務であるために、昇給があまりないというふうな状況があらわれます、そういう状況が出てきておるといふようなことで、比較的経年数の長い看護婦さんについては、御指摘のような点があらうかというふうにも思ふのでありますけれども、看護婦全体につきましては、ただいま申し上げたような状況に相なつております。今後とも努力してまいりたいと思つております。

○藤原道子君 そうすると、おかしいですよ。公務員がほとんど一般の基準になつてくるのです、看護婦の場合。それよりも私が何つたのは、初任給は薬剤師も看護婦もエックス線もあるいは栄養士も、あまり大差ない。ところがずっと昇給の過程があまりにも悪いじゃないかというのです、看護婦の場合。ほかの人のほとんど半分じゃないですか、ほかの職種の。ほかの方も、経年数を積まれたらうけれども、看護婦さんは、その道一筋にきておるのです。ここに問題がある。

それから給与体系についても、民間

間は高等学校卒業した子供が、大体一万五千円から八千円くらいです、普通の職場に就職する場合。ところが看護婦さんは、高等学校を卒業して、さらに三年の教育課程を受けて、そして国家試験を受けるのです。それだけの教育を受けた人が、四十八才から五十才の平均給与が二万二千七百四十円というのでは、少しひどいじゃないか、その考え方を私は伺つてゐるので、准看護だつてどうです。中学卒業して、さらに二年教育課程を経てゐるのです。ところが、いま中学卒業して一万四千円くらいというのが通相場です、いま。だから私が最初に申し上げましたように、女だから安くてもいいという考え方が、あなたの方の根底にあるのじゃないかということをお伺ひたい。

○政府委員(瀧本忠男君) 先ほど申し上げましたように、われわれの人事院が勧告をいたします場合に、給与を考へます考え方は、これは職務と責任という点に重点をおいておきます。そのほかの考慮もいたすという事は、先ほど申し上げたとおりでございますが、その場合に、民間との比較においてやるといふことでありまして、女子だから、これを低くみるというふうな考えがあるわけではございません。まずその初任給のところについてみますと、ただいま御指摘がございまして、あるいは栄養士とか薬剤師というふうなお話がございましたが、まず初任給で一般に高等学校卒業で公務に入つてまいります際の初任給、これは昨年の十月から改正になったのでございまして、これがいわゆる初めのところでは一万二千四百円でございます。

ます。東京都におきましては、これにさらに千円ちよつとつきますから、一万三千四百円程度になるでございまして、それに比べて、准看護の場合には、先ほど申しました一万二千四百円というのとは高等学校卒業でございまして、准看護の場合には中学卒業で、二年の修業年数でございまして、一年の修業年数でございまして、一年の修業年数が低いわけでございます。にもかかわらず、准看護の場合は、初めのところでは一万二千八百円ということになつておりました、さらに東京都におきましては、約千円程度、いわゆる暫定手当というものがつきますから、一万三千八百円になる、これを高等学校卒同年齢と、かりに比べてみますと、准看護のほうが約千円程度高くしてあるでございまして。また、同様のことが正看についても申すことができません。そういう状況でございまして、昨年の勧告におきまして、民間の初任給等を調査いたしまして、そしてこの行政、普通の職員になります場合の初任給を学歴別あるいは採用試験の区別によつてきめておるのであります。それに比較いたしまして、准看護婦あるいは看護婦の初任給は約千円程度よくなつておるといふ状況であります。それから栄養士あるいは薬剤師というところをおつしやるのであります、薬剤師等の場合には、これは現在比較的女子の方が多いのでございましてけれども、これは必ずしも女子だけに限つておりません。また、病院等におきまして、薬剤師等の場合におきましては、やはり職務と責任の段階によりまして、上位等級に推進するといふことがあつたのでございまして。看護婦の場合に

は、職務内容が大体同様でございましてけれども、しかしながら、なおかつ婦長でありまつか、総婦長でありまつか、職務と責任の段階がございまして、それに従ひまして等級が上がるわけでございますが、看護婦の間は、職務と責任というものが大体同様であるといふことで等級が同じである。したがひまして、等級が上がるということには婦長になりあるいは総婦長になるということがある限りは総婦長になるというところがなくないわけでありまつか、あたかも学校の先生が、校長にならな限りは教諭でいらっしゃるのに類似しております。いわゆる職務等級とわれわれは呼んでおりますが、そういう等級になつております。

そこで看護婦さんは婦長になられないで看護婦として終始されるという場合には、この医療職俸給表の三等級といふことで、ずっとその中で昇給していくといふことに相なるのであります。その問題につきましましては、先ほど申しましたように、去年並びに昨年の勧告におきまして、いわゆる昇給率を改善してまいるといふ努力をいたしまして、漸次その効果は今後あらわれようといふことに相なるかと思ひます。

○藤原道子君 私は職務と責任とか何とかおつしやつたところで、とにかく二十何年か働いてはかの職種は四万九千八百円なんて上つておるのに、ひとり看護婦さんだけ二万四円、二万二千円というのには納得がいかないのです。どういふ理由で看護婦は責任のない職種だともおつしやるのですか。

○政府委員(瀧本忠男君) いま藤原委員の御提示になりました数字につきまして、私どもにちよつと心あたりがな

かつたのでございます。これはどうい
うこととおっしゃるのかよくわからぬ
ので、その数字につきまして申し上げ
るかわりに、われわれのほうで言っ
ておいたのであります。ただいま、ちよ
つと気がついたことは、藤原委員の御
指摘になりましたのは、われわれが
民間で看護婦さんの給与調査をいたし
てまいりましたら、そういう数字で
あった、その数字を御指摘になってお
るようでございます。したが、いまし
て、公務の場合におきましては、やは
り昇給の制度がございますので、そ
ういふ状態にはなっていない、このよ
うなことが申し上げられると思ひます。

でなくります。一方は二三・二%、準夜で
なくなる人が三三・八%、深夜が五三%
という死亡の状態になっておる。分べ
んにいたしても、昼間お産します
人は四三・八%、やはり夜分のほうが
圧倒的に多いわけですから、それから、救
急患者の取り扱いにいたしても、
昼間は二五・四%、準夜が五〇・七%
で深夜が二三・九%、こういうふう
になっておる。したがって、夜勤の寡少
な人員ではやり切れない。何とかい
看護ができるためにも、われわれの労
働力の立場からいっても、ぜひこれに
対して人事院の御配慮をお願いしたい
ので、こういう表入りの書類が出て
いるはずで、三十七年の十一月に、
それに対して人事院では、どうい
うお取り扱ひをなさったか。小林厚生大
臣にも、私たちが、夜勤の回数が多
きとか、一人夜勤では間に合わない
から、何とか夜勤勤務は二人以上に
してもらいたい、あるいは看護単位は四
十床ぐらいにしてほしい、それでなけ
れば手が回り切らないということをし
ばしばし申し上げますけれども、ちゃん
とここに、これは東京の世田谷病院、
それから東京第一、第二病院、これの
資料で、数字は若干違ひますけれど
も、似たり寄つたりのここに数字が出
ている。こういう死亡率が多いとい
うこと、夜のほうが多い、救急患者も多
い、お産も夜が多い、こういうとき
に、ところによりましては深夜を准看
さん一人で行つておられるところも
ある。これは国民として命をおまかせす
るわけにいかない不安にかられる。だ
からこそ私たちが要求をし、さらに総婦
長会でも、こういうものを出して人事

院へも訴えておる。厚生省へも頼んで
いる。
これに対して人事院では、どうい
う手を打たれたか、あるいはどうい
うに御解釈になったか、この点をお伺
いしたいと思ふ。

院へも訴えておる。厚生省へも頼んで
いる。
これに対して人事院では、どうい
う手を打たれたか、あるいはどうい
うに御解釈になったか、この点をお伺
いしたいと思ふ。

院へも訴えておる。厚生省へも頼んで
いる。
これに対して人事院では、どうい
う手を打たれたか、あるいはどうい
うに御解釈になったか、この点をお伺
いしたいと思ふ。

院へも訴えておる。厚生省へも頼んで
いる。
これに対して人事院では、どうい
う手を打たれたか、あるいはどうい
うに御解釈になったか、この点をお伺
いしたいと思ふ。

院へも訴えておる。厚生省へも頼んで
いる。
これに対して人事院では、どうい
う手を打たれたか、あるいはどうい
うに御解釈になったか、この点をお伺
いしたいと思ふ。

院へも訴えておる。厚生省へも頼んで
いる。
これに対して人事院では、どうい
う手を打たれたか、あるいはどうい
うに御解釈になったか、この点をお伺
いしたいと思ふ。

院へも訴えておる。厚生省へも頼んで
いる。
これに対して人事院では、どうい
う手を打たれたか、あるいはどうい
うに御解釈になったか、この点をお伺
いしたいと思ふ。

院へも訴えておる。厚生省へも頼んで
いる。
これに対して人事院では、どうい
う手を打たれたか、あるいはどうい
うに御解釈になったか、この点をお伺
いしたいと思ふ。

院へも訴えておる。厚生省へも頼んで
いる。
これに対して人事院では、どうい
う手を打たれたか、あるいはどうい
うに御解釈になったか、この点をお伺
いしたいと思ふ。

院へも訴えておる。厚生省へも頼んで
いる。
これに対して人事院では、どうい
う手を打たれたか、あるいはどうい
うに御解釈になったか、この点をお伺
いしたいと思ふ。

院へも訴えておる。厚生省へも頼んで
いる。
これに対して人事院では、どうい
う手を打たれたか、あるいはどうい
うに御解釈になったか、この点をお伺
いしたいと思ふ。

院へも訴えておる。厚生省へも頼んで
いる。
これに対して人事院では、どうい
う手を打たれたか、あるいはどうい
うに御解釈になったか、この点をお伺
いしたいと思ふ。

院へも訴えておる。厚生省へも頼んで
いる。
これに対して人事院では、どうい
う手を打たれたか、あるいはどうい
うに御解釈になったか、この点をお伺
いしたいと思ふ。

院へも訴えておる。厚生省へも頼んで
いる。
これに対して人事院では、どうい
う手を打たれたか、あるいはどうい
うに御解釈になったか、この点をお伺
いしたいと思ふ。

院へも訴えておる。厚生省へも頼んで
いる。
これに対して人事院では、どうい
う手を打たれたか、あるいはどうい
うに御解釈になったか、この点をお伺
いしたいと思ふ。

院へも訴えておる。厚生省へも頼んで
いる。
これに対して人事院では、どうい
う手を打たれたか、あるいはどうい
うに御解釈になったか、この点をお伺
いしたいと思ふ。

院へも訴えておる。厚生省へも頼んで
いる。
これに対して人事院では、どうい
う手を打たれたか、あるいはどうい
うに御解釈になったか、この点をお伺
いしたいと思ふ。

院へも訴えておる。厚生省へも頼んで
いる。
これに対して人事院では、どうい
う手を打たれたか、あるいはどうい
うに御解釈になったか、この点をお伺
いしたいと思ふ。

は、二方所ばかり入っているのです。が、人事院の人が、みんなが訴えていくと、看護婦不足は、どこの病院だって同じだというふうな暴言を吐いていらつしやる。そういう頭で調査されたのじゃ、幾ら調査されたってもしかたがない。ほんとうに病人の医療を完全に行なうにはどうするか、看護婦の待遇が、はたしてこれでいいかどうかというふうなことをまず、基本にして調査していただくのでなければ、看護婦不足は、どこの病院でも同じだ、こういうことで、むしろ、労働組合の人たちのやることを押さえておいて、圧力をかけるような言辭を弄していられるところが若干ある。私は、それでは困ります。公平に調査してもらいたい。

それで、今、あなたは総婦長会から出たかどうか、私は知らないとおつしやる。だけれども、全医労から出ているとおつしやる。全医労も総婦長さんのほうも同じ調査が出る。いま総婦長を通じて、いろいろ配慮するように指示しているとおつしやつたけれども、いま総婦長さん、とても苦しいんですよ。ちやうどサンドイッチみたいにならなから圧力が加かつて、現場の状態は見るにしのびない。だから、総婦長さんの会議で、こういうものを持って人事院へ申し出たんだと思つたわけです。事ほど深刻なことでございますから、もつと真剣に対策を考えていただかなければ困ると思う。事は一看看護婦の問題ではない。全国民の命に関する問題ですというのをひとつ繰り返し申し上げます。

そこで、私一人で時間をとつてしまいましたが、とにかく今の現状でいい

のかどうか。悪いことはわかつてい。だから、努力している。だが、私は十何年同じことを叫び続けてきている。この間も、東大ですかの大学病院で、看護婦さんたちが夜勤から帰る道で、延べで十六人くらい痴漢に襲われている。こういう例もある。一人で夜勤しているときに首を締められたという例もある。プザーが鳴って、片一方が死にかけているというので介助しているうちに、片一方は看護婦も医者も間に合わないで死んだという例もある。二人のお産婦さんが一度に、何というか、お産が始まって、結局一人の産婦さんは助産婦さんの手もわずらわさないで一人で生じやつた。私は赤ちゃんが生きていたから黙って帰りますけれども、もし死んでいたら、ただじゃおかまいと、とてもくやしがつてい。こういう事例が、私の耳に入るのには、よほど社会的にはたくさんあるというところをお考えになつていただきたい。私は、労働省におかれまして、特殊な事業だからというふうな手心でなく、もつと真剣に見ていただきたい。

厚生省はもとより医療を中心にお考えになる。看護婦がいまのように、勤務状態は悪いし、賃金は悪いし、それからお医者さんによつては、小間使的な扱いをする。そういう中で、きりぎり舞いしているのをごらんさない。結局、若い娘さんたちが、普通の職種へつけば、あるいはもつとはなやかな職種はたくさんある。そのほうが賃金はいい。青白い顔をして、むずかしい患者さんに、あたたかい看護をと思えば、それはよほどでなければ、できるものではないのです。これを考える

と、今の待遇では、私は承知ができないように思っています。十分御検討をいただきまして、私たち国民が安心して医療が受けられるように、結局権限板へルニヤなんという、そうした病気にいかかつて、これは職業病じゃないかといつて看護婦さんたちは非常に悩んでいるのです。

こういうことがあつていいのかどうか。いいか悪い。当然、これは厚生省の責任だと思つたので、この問題につきましては、十分な対策を速急にお立ていただきますことを強く要望いたしまして、これに対する大臣の御所信を伺つて、私の質問を終わりたいと思つています。

○国務大臣(小林武治君) 私は、藤原さんのおつしやつたことが非常にこともだといふふうに存じますし、また、先ほどの給与の問題もおつしやるとおりだと思つた。相当な改善をぜひしなければならぬと思うのでありまして、非常にわれわれのほうの対策がおそくて、御不満はごもつとも存じますが、ひとつ私も督促をし、できるだけひとつ、お話のようなことが実現できるようにいたしたい、かように考えております。

○委員長(鈴木強君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(鈴木強君) 速記を始めて。

○林君 人事院の方に伺いたいと思つたのですが、先ほど看護婦の医療職(表のそれと民間とを比べてみますと、七八%くらいしか民間はもつていないから、それで、そういう民間との関連においてなされているのだという御答弁でございます。これは私も、たび

たび伺つておりますので、よく存じております。しかし民間というところが、どこをとられたかという問題、この統計をおとりになれば、それが出てくるということについて伺つてみたいと思つています。

○政府委員(瀧本忠男君) 民間と申しますのは、これは民間給与調査で、製造業その他、いろいろ調べておりますが、これは常用従業員五十人以上の規模の事業場で国家公務員と同じような職務内容を持つているところを調べたわけでありまして、看護婦等についても同様でございます。

なお先ほどちよつとお話ございましたが、実は私も申し上げたのでありますが、民間と比べますと、民間のほうが低いというのを申しした、それにもかかわらず、われわれのほうではおつていられるわけでございせんので、国家公務員全体の給与改善よりも、看護婦さんの給与改善に、こころ、二年力を入れてまいつておる、こういうことを……。

○林君 私は力を入れておらないと思つています。といふことは、たびたびそういうことについては、要求を出しては、ベース・アップなんかも相当出ておりますが、看護婦関係については、医療職(表のベース・アップは、いつも低率です。ですから、それを調べていただいて資料を出していただきたいと思つています。私は力を入れていられつしやらないといふことをはつきり知つておりますので、どういふわけで、そうなつていられるか証拠を出していただきたいと思つています。

○政府委員(瀧本忠男君) ただいまお

そらく俸給表別の改善率というふうな数字に基づきましてのお話であると思つたのでありますが、これは俸給表には、いろいろございまして、行政(の)に次官、局長というふうな職務も入つておるものもありまして、また看護婦のところは、ご存じのように准看護婦から正看護婦、婦長、総婦長、この四等級構成になつてい。こういうところ、ただいま御指摘のような数字だけで御判断願いますと、これはそういうことも、一つの判断材料になると思つたのでありますけれども、やはり具体的にわれわれがやつておりますことと御承知願いたい。

そのことを申し上げてみますならば、たとえば去年の勧告、これは昨年の十月から改正になつてい。あります。看護婦さんが中央官俸以上の部分につきましては、昇給カーブを改善するといふような措置をいたしておるのでございまして、この改善額は、たとえば三等級附近におきましては、これは看護婦さんのおきましては、すが、行(一)の改善率に比べて百円ないし千円高づくつてある。これは明らかに改善であるのであります。また、一昨年の勧告におきまして、これは看護婦さんのおきま、これは看護婦さんのおきま、金額の増額をはかる、これは看護婦さんだけやつたわけじゃない、看護婦さんだけ、看護婦さんにおきましては、特に、そういうことを留意いたしまして、一等級におきましては、ほかの俸給表に比べて三百円ないし四百円有利に改定するといふような措置も、さらに号俸が二号俸前進するといふような措置もとるというふうなことで、看護婦さんの改善につきましては、われ

それでは瀧本さん、あなたの御説明でわかりますけれども、もう少し藤原委員の質問に関連をして、初任給はよくわかりました、他に比較した場合に。ただし、昇給傾向というものが、一体どうなっておるのか。四十才でだいぶ差があるという、その資料は別として、そういう意見もありましたから、せっかく出していたくわけですから、昇給が一体、どうなっているかという、そこを、等級別になるかと思えますけれども、ひとつごめんどどうでも、資料を出していただかせんか。そうすれば、あなたの言われたことも含めて、よくわかると思うのです。その点、お願いいたします。

それでは午前中の質疑は、この程度にとどめまして、午後一時二十分まで休憩いたします。

午後一時五十九分開会

○委員長（鈴木強君）　ただいまより再開いたします。

午前中に引き続き、質疑を行ないま
す。

○林塘君 厚生大臣にお伺いしたいのでございますが、午前中いろいろ出ました看護問題に関連することでございますが、やはり看護婦の待遇が悪いとか、あるいは数が少ないとかいうようなことは、すべて私は医療費に関連する問題が多いと思うのです。それにつきまして、たとえば病院でなぜ看護婦の数が少なくなり、また、午前中、丸茂委員が言われましたように、経営上に非常にしわ寄せがくるので、どうしても看護婦のところにいかざるを得ない、こういう御発言がありました。私もそういうふうに思うわけでございます。で、医療費の算定基準といえますか、そういうものの中に看護に関するものが非常に少ないわけでございます。ところが、医療費の改定なんか出ておりますが、その場合にそういうことも考慮されて、それで改定をされるような御意見があるかどうか、それについて御方針を伺っておきたいと思っております。

〔委員長退席、理事高野一夫君着席〕

○国務大臣(小林武治君) 医療費というの、医療にかかるといろいろの経費を全体として考える。したがって、これをいろいろな事項に配分するということになりますから、お話の看護関係なども当然ひとつの要素として考慮される、こういうふうに考えております。

○林塩君　そうしますと、予算委員会でも私、大臣に質問したと思います

が、基準看護の問題でございます。医療法の十九条によりますと、四人に対して一人というのが看護関係者の割り当てでございますが、それ自体がすでに非常に無理であるというので、それについて将来改正をされますかどうか

といいましたら、考慮しようということとでございましたが、医療法の十九条と関係いたしましたて、基準看護の問題が出てまいります。基準看護によりますと、一類、二類、三類とございます。一類については、患者四人に対し

て看護者一人の割合というようになつて看護者一人の割合というようになつております。加算の点数が十二点、患者が基準看護の承認を得ましたものは一日百二十円の加算になります。そういうようなことからいたしまして、はたして百二十四円でもいいかどうかという

問題でございますが、それを調べてみますと、百二十円に加算ではとても看護婦は雇えないということでございます。そういう点が将来改正されなければ、どうしても看護の状態はよくならないと思うわけでございますが、基準看護につきましては、そういう制度がありましたために、看護関係者を非常に苦境におとしられているという状態で

ございますし、病院経営が非常につらいということ、なぜかといいますと、

その基準診療が三十六点でございますために、一日入院しても三百六十円にしかなりません。病院といたしましては、それを基準看護の点数で補っているというような状態でございます。しかも、基準看護をとっております場合には付き添いは許されない。そうして患者さんのほうからは、ここでは基準

看護、昔でいいますと完全看護だから、何でもかんでもしてもらえるので

はないかというふうなことで、ただでさえ少ない人員に、非常に患者さんの要求が多い。しかも、付き添いなしでは患者さんは不自由だ、そういうことや、一切を関連いたしまして、基準看護をことういふふうに苦境におとし

訴えが非常にありますという事実を医務局長さんは御存じでいらつしやるかどうか。それから、また、基準看護をとるためには、監督局が行きまして基準看護の承認をしますときに、そ

うもの、看護婦は四人でなければいけないといわれ、ますもの、ですから、やはり基準看護の、という点数の加算がほしいために、病院の経営が非常に苦しくなっておりますから、どうしても准看護婦を看護婦の名前にしたいという

ようなことからいろいろの問題が起こつておりますが、そういうことの状態を御存じでいらつしやるかどうか、伺つておきたいと思ひます。将来その問題について何らかの対策をしていかれる御方針かどうかということ、まず医務局長さんはその状態を御存じかどうか。それから、大臣には、看護点数を看護に關連いたしまして、看護点数を

医療報酬の中にぜひとも入れて医療報酬を改正するのでなければ、私は、看

○政府委員（尾崎嘉彦君）　まず、医療法の四人に一人というスタンダードは、これはひとつの目標と申しますか、基準というので、これに絶対にはばかれるわけではなくて、それよりも思いますので、御所見を承りたいと思います。

もちろん看護婦さんの数が多くてもしよいし、病院の実情によって少ない

場合もあるが、大体の目標はこの辺だ
というよりなくらいの意味で法律がつ
くってあったのでありますが、こうい
うふうに機械的に規制するのがいいか
どうかというふうな問題もありまし
て、大臣のお話のように、検討は加え

なお、基準看護の問題でございますが、これは保険局のはうで医療費を支払いますのに、お話のように、一人の看護婦の場合には一類看護婦、

五人に一人の看護婦でやります場合は二類看護婦というふうにして払っているわけでございまして、この関係で、さらに三人に一人ぐらいの看護婦が必要というような場合もございまいしょうし、問題がいろいろ保険局のはりでも

考えてもらわねばならない問題がある
と思います。また、看護婦関係がつい
ているという点、原則として、それに
付き添いをどんどんつけるというのは
おかしいという立場で見ておられます
が、病院の患者の状況によりまして、
いろいろその辺には医者の判断とい
うような問題もからみ合わせなければ
かぬところがあると思いますので、保

険局とよく話し合いをすべきものだと思っておりますし、一部すでに話し合

いも進めている状態でございます。

○國務大臣（小林武治君） どうせこの問題は、また改定するときにぐると思ふのでありますから、御意見のほどはひとつ申し出をいただいて、一緒にひとつ検討していただくというふうにしたいと思ひます。

○藤原道子君 私は、けさほどいろいろ

ろ御質問申し上げたのでございますが、これについて、大蔵省の主計当局

にひとつ御質問したいと思ひます。お聞き及びのとおりに、いまや日本の医療は破壊寸前にあると思ひのではありません。決して誇大なことではないと思ひます。入院してはがら看護婦の看護も受けられない、医者が間に合わないで死んでいくという患者さん、その家族の身になつたらどういう気持ちがあるでございましょうか。私は、これはもう多くを申し上げません。ところが、私たちは、看護婦の養成そのものにまず第一に問題があると思ひます。これに對しては、診療報酬の中で看護婦を養成するところの問題がある。そこで、これに對しては、国の責任で奨学金制度を出して、そうして診療報酬ではなく看護婦の養成に当たるというのでなければ、いまの看護婦の不足は解消できないと思ひます。ところが、大蔵省のほうではなかなか予算が出ないやに聞いております。やはり看護婦の低賃金等も大きくそういうことに影響しているのじゃないか、こういうふうに考へるのですが、将来、看護婦を充足して、安心して医療が受けられるような体制にするために、ひとつ大蔵省でも相当思い切った対策をとつてほしいと思ひますが、どういふお考えでございましょうか。何しろきんちゃくのひもが開かなければ、医療に対する国の負担をもっと増大して、看護婦の養成に對してはそういう方法をとつていくという以外にはないのじゃないかと思ひますが、これに對してのお考えを伺ひたいのです。

○説明員(船後正道君) 看護婦の養成につきましては、従来からその設置主体が経費を負担するというたてまえでまいつてきておつたのでございまして、最近におきます看護要員の重要性にかんがみまして、国におきましては、御承知のとおり、三十一年度から就学資金の国庫補助も設けましたし、また、三十八年度予算におきましては、整備費の補助金、これは施設整備と教材等の備品の補助でございまして、三十七年度で四百万程度でございまして、一億円ばかりふやした、こういう施策をとつてまいつたのでございまして、三十九年度もこの線でもつて予算をお願いしてあるという次第でございまして。この看護婦養成所の運営費を国が補助したらどうかという御意見ではございまして、医療関係のみならず、一般的問題といたしまして、教育機関、あるいは養成機関に對する運営費の国庫補助というものをどう考へるかという一般論もあるわけでございまして、看護婦養成所につきましても、運営費をみるということにつきましては、なかなか困難な事情があると思ひます。看護婦養成所は、現在設置主体がその運営に当たつておるわけであります。一般論といたしまして、ある施設の必要とする要員をその施設の経費負担で養成していくということ自体が私固違つておると、かように思ひます。看護婦養成所は、問題は、しばしば指摘されておりますように、現在の医療費体系のもとにおいて、しからば病院の収支がどうかという問題にも問題があらうかと思ひます。これらの点につきましましては、ただいま中野協等におきましても種々御審議中のことでございまして、そのうち一つが解決しなければ、国全体として本件は解決するわけにはいか

い、こういうふうに思ひわけでございます。なお、看護婦養成問題につきましましては、その制度のあり方といったようなこともかなり問題になるというふうなわれわれ承知しておるわけでございまして、いずれにいたしましても、事の重要性にかんがみまして、国といたしましては、できる限りの財政措置というものはいたしておるつもりでございまして。○藤原道子君 その必要とする施設でこれを養成するのが当然だというふうなお考えのようですが、いま日本の看護婦の状態を見ますと、必ずしもそうなつていないんですよ。結局その病院で養成したとしても、そこにどしまらない。だからといったつてこれはしかたがない、ほとんどよそへ行く場合もあり得る。それで非常な看護婦の減少を來しておることは御案内のとおりなんです。一体どうしてこれをやつていくかというところに厚生当局としても非常に苦勞しておると思ひますが、私は、昨年度は五%で、これは奨学資金がわずかにふえておりますが、これも六、何%、こういう状態では、とても看護婦の充足には役立たないし、看護婦志望者にも魅力はないと思ひます。私は、少なくとも全員に奨学金制度を設けたらいいと思ひますが、全員どころか、六割くらいが常態でございまして、厚生当局としてもつと真剣にこれに取組まれると同時に、大蔵省におきましても、いま危殆に瀕しております医療行政、これに對しての思いを新たにいたされまして、十分な資金的な配慮を願ひたいということをお願いいたします。このままでは

というわけにいかないと思ひます。私は、この前の予算委員会でも、大蔵大臣は、十分考へて御意思に沿うように努力いたしますと言われたけれども、一向に努力があらわれておりませんので、さらに重ねて要望する次第でございまして。そこで、厚生大臣にお伺ひしたいのでございまして、ことしの奨学金の要求は、この決定になつただけを要求されたのですか、もっと要求されて削られたのですか、どちらですか。○国務大臣(小林武治君) これは内部の交渉のいきさつでありますので、あまりどうこうということをごで申し上げたくないのでありますが、いづれにしましても、非常に少なかつた、こういうことを私はよく認識をいたしましたので、次の機会にはひとつもつと大幅にふやしてもらいたい、こういうことで強く政府内部でも話し合ひをいたしたい、かように考へております。○藤原道子君 まあ私も聞きあきるくらいにいままで同じ答弁を聞いています。小森さんを御信賴申し上げまして、ほんとうに真剣に日本の医療行政をどう立て直すかという点で、強い姿勢で前向きにこの問題の解決に当たつてほしい。そこで、最後にお伺ひしたいのは、今度の定員増減の表を見ますと、国立関係で、まあ増員はすべてで二人になるのです。ところが、これを見ますと、監督官とか課長だとか事務部長だとか課長補佐、係長というのがずつとふえておるのです。ところが、この肝心の働く看護婦さんたちはふえていない、全体を通して二名。ところが、入

院患者とか外来患者の増加という点になりますと、結局見込みは二二・三%の増加になっている。そうすると、実際に働く人が減員になつて、さらに入院だとか外来がふえるというふうなことになるのでありますが、それではいまの重労働がさらに超過重労働になると思ひますが、これはどういふ計算でございましょうか。○政府委員(尾崎嘉郎君) いまのお話は国立病院のことでございます。○藤原道子君 国立病院、療養所を含めて。○政府委員(尾崎嘉郎君) 含めまして、だいたいが数が入り組んでおりますが、かなりの増員になつております。看護力等にも相当数——私いま手元に数字を持っておりますが、看護力も国立病院におきまして相当数ふえておると、こういうふうに承知しておるわけですが。○藤原道子君 相当数といふのはどのくらいですか。○政府委員(尾崎嘉郎君) ちょっと手元にいま数字を持っております。〔理事高野一夫君退席、委員長着席〕○藤原道子君 それでは、今度私の持つてくる資料が間違ひございましたら訂正しなければなりませんので、この次の委員会に、療養所などのくらの、病院などのくらのというふうなことを詳しく資料をいただいて御説明を願ひたいと思ひます。いづれにいたしましても、この問題は聞けば聞くだけきりもないことではございますが、それはど事は重大でございまして、真剣

では、看護婦問題についてはこの程度にいたします。

○徳永正利君 いまだいぶご婦人の立場から看護婦問題がずっと審議されてきました。私は、男の看護夫の方も含めてお聞きし、御要望申し上げたいと思うのですが、看護婦のことは微に入り細に入り、よくわかったのですが、たとえば看護婦の中でも男の看護夫、あるいはレントゲン技師とか、衛生検査技師、あるいは栄養士、薬剤師、医師、助産婦、保健婦、こういうものが病院の一連の中にあるわけですか。こういう人の状態は、一般論として、大ざっぱに言ってどういふふうなぐあいに——きょう午前からこまめで審議されたそいふものもろのことを含めて、どういふふうに医務局長は受け取っておられるか、ちよつとお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(尾崎嘉篤君) いまのお話は国立病院でしようか、日本全体でございましょうか。

○政府委員（尾崎嘉篤君）　まず、医師について申し上げますと、医師は、御

承知のとおり、日本全体で人口九百数十名に對しまして一人というようなぐあいの數になつておりますが、都市に比較的集中しておりますので、地域的に無医村といひますが、医者のいないところがある。また、公衆衛生だとか結核というふうな部門、また、基礎的な研究部門というふうなところに對しまして医者が手に入りにくいというふうな問題が起つております。この關係につきまして、文部省のほうで定員を少し三十八年の四月から三百名ぐらいたしかふやしたように存じておりますが、なお、病院勤務の医師、これの待遇が昔に比べてだいぶ悪くなつておる。特に国立關係では、民間に比べて四〇%ぐらゐの格差がある、こういうふうな關係で、病院運営上にはなほだ問題になつており、療養所におきまして特にその傾向が強くあらわれておるようであります。また、レントゲン

ろんなところに行ってみましても、い
ろんなところからいろんな御意見を聞

き、御希望を聞くわけなんです。そこで、先ほど丸茂委員の説もございましてけれども、一体どういうふうにしたけれども、日本は社会保険制度というものが、どれもこれもいささか中途はんばな面がみんなあるわけでございますが、一応やはりこういう医療関係の将来の姿というものをよほど想定してかかっているかなければ、みんな継ぎはぎになっちゃうだろうと思ふのです。それをするには金が要るといふことなんだろうと思ふのですが、金が要るといふならどういふうな金のくめんをすべきであるかといふことを明確に出されて、その上でやはり処理していかれませんか、先ほどのような議論を藤原先生はもう十年繰り返しておられるそうでございますが、これはまた十年ぐらい繰り返していかなきやならぬだろう。ですから、ひとつもう少し抜本的なあるべき姿と

同じ問題でありまして、やつぱり毎年客観情勢、その他いろいろなものに

よつて適當に補正し、適正化していく、こういうことで、これでもう解決しました、こ二十年はこれで済みますな、という解決はあり得るはずがありません。したがって、そのときからまた近い將來において何が適正であるか、こういうふうな考え方でいくべきで、長い將來にわたつて、これで解決しました、こういうふうなことは、なかなか言ひにくい行なわれない。だからして、そのときの要求に大体合ひようにしていく、これはあらゆる賃金問題、あるいは消費者物価のいろいろなものに共通した問題でありまして、始終これは何とかそのときに合ひように適正化していく、こういう考え方は持たなければならぬ、固定することはできないと、こういうふうには私は一般的に考へて、そのために始終努力を要するんだというふうに考へておきます。

○徳永正利君 私、決して先輩小林

思う。ですから、できるものも私はあると思う。全部が全部長期計画とかい

うようなものでやらなければならぬものでもございませんし、また立てにくいものもございまいしが、少なくとも見當のつく一応の私はやはり目鼻といふものは、一応そこに描かれるものがこの中においても多々あると思う。で、まあここで私は大臣と議論をする時間がございませんからやめませうけれども、どうかひとつ、先ほどの看護婦の問題にしまして、もう少し私はそのものの考え方、どこに一体ネックがあるか、ネックはみんなわかつておるんです。みんなわかつておるけれども、それにより手をつけないで、そのヘリを千年間ぐるぐる回っていたんだと思いますけれども、これを一筆に解決しようたつてできるものじゃありません。これは私もよく承知しておりますが、それはそれなりに、やはりもう少し核心に触れた前進の方向をたどつていかなければならぬ、こういうふ

私は定義の意味、限界の意味でわかないんじゃないんですが、午前中私が申し上げた、要するにいま看護婦の不足、あるいは医療従事者の不足というものは、もう社会的にとりにもならぬところまでございまして、これは大臣もお認めなされてございまして、そうすると、これはいままで藤原委員が言われたように、十年間叫ばれ続けたが、その効果が一向に出ない。出ないどころじゃなくて、かえってひどくなるということになれば、当然大臣が言われるような当分の処置を必要でございまして、当面の処置をやっておいたんでは、ますますこの情勢を激化させるだけだという意味から、やはりこの際は、大勇断をもって根本のところ、にメスを触れざるを得ないんじゃないかというところで、私は二つの根本問題を申し上げたんですが、多分に抽象的だったもので、問題の把握のしかたで多少私どもも十分でないところがあったので、一つの具体的な例を申し上げてみますと、昭和三十六年に岩手県の県庁が発表しました資料があります。あそこには県立病院が三十九あります。この三十の県立病院の中で、十九は絶対的な赤字でどうにもならない。十一がまあどっこいどっこいの黒字である。したがって、県当局とするならば、この県立病院を一体このまま続けていくことがいいのか、一般財政から相当な補てんをしておりますので、続けていくことがいいのか、この際思い切って整理することがいいのかというところ、いま一番困ったところについているというのが三十六年の資料に出ておったようでございます。その内容を見ますと、やはり収入と

支出のアンバランスだということをあすこの医療局長ですがが地方議会で答弁しておるようでございます。そうすると、支出というものは、いま申し上げましたように、物件費、人件費、あるいは経済成長に見合ひまして、当然に病院、診療所というものがそれなりの活動をしようとするならば、これも相当伸びなくちゃならぬ。こういう条件の中で支出は当然伸びていかなければならぬ。ところが、収入面が、皆保険のために、保険経済である単価、点数によって医療費が押えられておるためにどうにもならないのだ、こういう説明があったようでございます。私は、きょうは医療費の問題は他に譲りますから、まあここでとめますが、この中で私を最も引きつけたのは、病院の収支バランスの中で、何とて、人件費である。人件費の問題で、とにかく収支のバランスの中で、思い切った人件費を出しておるつもりであります、従業員にとつてきわめて不足の額なんだ。したがって、今後の病院、診療所というものは、おそらく人件費の問題をめぐって、当然行き詰まらざるを得ないだろう。その一つの例は、こまかい数字をちょっと私失念いたしました、昭和三十五年に百三十幾つあった国保の直営診療所の中で、三十六年度まで持ちこしたのが八十六だったと記憶しています。間違つたらあとで訂正いたしますが、それだけの数の直営診療所がつぶれてしまったのだ。その原因は、やはり人件費が十分でないで職員が来ないの、一番の原因だ、こういう意味の説明がなされたこと記憶しております。こういうことを考えますならば、もはや医療

従業員を確保するということは、やはり病院、診療所の経営を今後どういふふうにして持っていくかなければならぬかという青写真、まあ百年も二百年もとは私は言いませんが、少なくとも今後十年くらいは青写真が描かれて、それから逆算した施策が、この際いろいろ障害がありまして、やはり勇断を持って実行に移されなければ、どうもことが少し行き過ぎかもしれません。が、医療というものが崩壊するの、なかなかうかという心配を非常に持つております。したがって、私は、百年、二百年安泰だというような長期計画を決して大臣に求めるものではございません。しかしながら、少なくとも十年くらいはこれを目標にしていくのだ。そうすると本年度においてはこの目標に三割近づいた、来年度は二割近づいたという一応の目安がつくだろうと思ふ。この目安が、現在の待遇、地位には十分甘んじてはならないけれども、一応その目安どおりにしているのだという安堵感にはね返って、医療従業員の問題等にも非常にいい影響を与えざるを得ないか、こういうふうにもまあ考えた次第なんです。こういう点についてもいろいろ日ごろ御尽力下さっている大臣のことですから、御念には及ばないと思ひますが、一応この方面にひとつ根本的なメスを振っていただくことが看護婦対策の一番の根本問題だというふうに考えまして、お願い申し上げる次第でございます。

○国務大臣(小林武治君) 私は念のため申し上げておきますが、実は医療費というものが非常に各項目の中でバランスが失われている。したがって、こういうものを適正化しなければならぬという声は前からあるものであります。が、しかし、医療費を全体として適正化するためには、医療の実態というものをまず調べて、そして客観的資料を得て、なるほどこのままではいけないという世間の納得、あるいは世論の支持を得なければならぬと思ひます。こういうことで前から実態調査を厚生省はしたいということを言ってきたのであります。が、今日まで行なわれな。そのために私は医療費の根本的な適正化というところをこの際したい。しかし、実態調査がなければ、これが世間の支持を得ることはできない。やむなく私はいまのような緊急正などということばを発明したというのはどうかと思ひますが、とにかく三十六年に医療費が一応直つて、それからすでに三年たつておる。ところが、その後経済の成長で物件費も人件費も非常に上がつておる。これで医療費をこのまま置いていくのかということについては私は疑問を持ち、また、私の腹の中では、これは是正をする必要がある、こういう考え方をもつてこれは中央医療協議会に諮問したことはよく御承知のとおりであります。いま申すように、人件費は非常に上がつておる、あるいは物件費も上がる、こういう客観的の情勢に合うような是正をとりあえずして、そうして、しかる後に実態調査等に関係者の協力を得て、実は年内にでも根本的な適正化をしたいというのが厚生当局の考え方でございます。いまお願いしておるのは、ほんのこの三年間の客観情勢に對するだけのことをして、そうして続いて適正化の問題を取り上げていきたい、こういうふうに

考えておるのでございまして、私どもは、もう答申があれば昨年に何がしかの手当てができたと思ひるのでございしますが、しかし、いまでもまだこれを期待し、善処したい、こういうふうに思つておる。この二段階に考えているのでございまして、適正化の問題をこのまま放置するということはありません。ぜひその点についてやりたいと、こういうことで、実態調査というものに関係者の御協力を得たいということ、でいまいろいろお願いを申し上げておる、こういうことでございます。

○丸茂重貞君 大臣のお気持ちはわかりました。いま三年間というふうな具体的な数字まで飛び出して、そこで医療費の問題についても、いまのお話ですと、実態調査を先行させるというお話ですが、私が聞いていますと非常に奇異の感に打たれますのは、どうも実態調査をいままでしなかつたというところは厚生省の怠慢じゃないかと思ふのです。いろいろな新聞等が無責任な報道等をいたしまして、たとえ関係団体の協力を得ないから実態調査はできない、したがって、医療機関の実態というものは数字が出ない、こういうふうな、たいへん飛び越えがたい飛躍的論法をもつて報道するようでございますが、よもや大臣はそのようなことは御信じになっておられないように信じております。いまのおこぼを聞きますと、大臣もまた御信じになっておる、ということを聞きまして、実は私、非常に残念に思ひます。といひますのは、厚生省直轄の病院、診療所をたくさんお持ちになるわけですから、国立病院にいたしまして、あるいは都道府県立の病院にいたしまして、あるいは

健康連の病院にいたしました。たゞさんの病院、診療所をいつでも厚生省はやろうと思えばやれる態勢にある病院、診療所をお持ちのわけでは、これらの病院、診療所は、国民皆保険のもと、当然収入というものは健康保険の収入なんです。したがって、一般の民間の病院、診療所と収入の面においていさかやま変わらないわけでは、したがって、もしたまたま民間団体の協力を得られないとするならば、真に医療の実態調査を行なわんとするならば、民間団体の協力を得られないままに、一応厚生省の直轄病院の実態調査をおやりになったらどうかというの、それはあながち無理な私の考え方じゃないと思うが、こういう点についていままでも厚生省はどういうふうなお考えと、どういふふうな実績を持っておられるのですか、これをひとつお伺いしたいと思う。

○国務大臣(小林武治君) これは過去をいろいろ言ってもしかたがありません。怠慢もよろしくございませう。われわれは怠慢として遺憾に存じますが、ひとつこれからやりたい、それで、お話のように、国立病院、公立病院は調査ができましたから、ある程度こちら資料を持っています。しかし、現在の日本の医療というものは病院だけでやっておるわけではございません。私設診療所というものが半数近くやっています。これは全体を把握する必要があります。また、医療費全体から見れば、そういうことを考えるのは当然だと思ふ。だからしてわれわれの力の及ばない病院はむろんいたすのでありますが、それから私設の医療機関もこれに協力していただくこととが私は適當であらう、こういうふうなことを考へております。われわれは、過去のことは怠慢として遺憾の意を表しますが、これからひとつと建設的にものを考へていきたいということ、私は、私設の医療機関も、この際、実態調査に協力してほしい、こういうことを申し上げておるのであります。

○丸茂重貞君 ただいまのくだいぶお考えがわかつてまいりました。しかし、この実態調査という問題は、すでに厚生省におきまして、三十四年ごろからしきりにおっしゃっていることなんでしょう。したがって、まあ私が怠慢と言つて、ことばがいさか過ぎたかもしれません、過ぎましたらおわびいたしますが、少なくとも三十四年ごろからそういうことをおっしゃつた、民間団体の協力を得られなかった。そうするならば、民間団体の協力は得られなかったから民間団体の実態というものは調査できなかったが、少なくとも厚生省の直轄病院、診療所の分については、これこれかやうしかじかの数字が出ましたというところは、私は厚生省で調査するというものを真に必要だということをお考えになるならば、これは当然おやりになつてしかるべき問題ではなかつたかというふうに私は考へます。過去に云々とおっしゃいますので、私も、しいてその点に固執するわけではございませんが、ただ、いままでの民間の病院、診療所がなぜ協力を拒んだかという点に對しますところの理由等については、いま大臣はどういうふうにお考えでございませうか、ちよつとお話をいただけないでしょうか。

○国務大臣(小林武治君) いまのようなことをもうあまりせんさくしても、これは将来の建設的な意見にならないから、もうできるだけ過去にこだわらずに、これから前向きでもつてひとつ建設的にお話を進めていただきたい、こういうふうに私は考へます。

○丸茂重貞君 いまの大臣のお話でいふばかりでした。しかしながら、いままでも民間団体が協力をしなかつた理由については、大臣はおそらくまあ御存じのことじゃないかと思ひますが、その理由を、もしそれ大臣がなるほどということがあるならば、協力しやういふような態勢に持つていつたいて、協力させるような態勢に持つていく御努力はぜひお願いしたいと思ひます。いまのおこぼれですか、私もこれ以上しつこく申し上げるのじゃございませんが、協力しないのはそれだけの一つの理由もあつたかといふふうにお考えの次第なんでありまして、せつかくいまの御好意が、またまた理由が十分探求されない、その理由に對処するいい方法が十分でなかつたためにまたまた不調に終つたというやうなことがあると、せつかくの大臣の御意思が十分生かされないといふことも私非常に心配しますので、念のために、この点はぜひともお願いしておく次第でございませう。

○佐藤芳男君 看護婦の問題が結局医療費の問題に關係を持つ、私はそのとおりだと思ふのでございませうが、先刻の徳永委員と大臣との応答を拝聴いたしておりました、特に私は小林厚生大臣にお願ひをいたしておかなければならぬ氣持がわいて出てきたのでございませう。確かに看護婦の問題その他の問題は医療費に大きな關係を持つのでありますが、かつて医療分業の問題が国会で論議をされましたときに、私は、当時衆議院の予算委員会におきまして、医療費の問題はきつめて重要な問題であるが、それに先行すべき問題は医療制度の問題でなければならぬといふことを指摘をいたしましたことをたゞいま思い出したのでございませうが、厚生省におかれましては、すでに総合調整の名のもとにおきまして、社会保障制度審議会に對して、ある程度長期的な構想のもとに現在の社会保障施策といふものをひとつどう考へていくべきかといふことの御諮問がございまして、昨年の八月にこれが答申をみておるのであります。厚生省におかれましては、この総理に對する答申に基づかれまして、いろいろと施策を講じて、徐々に歩を進めておられますこと、徐々にと敬意を表するに足るものがある、かやうに思ふのでございませうが、したがって、ただ教養的な考えでなしに、その日その日の状況によつて手直しをしていくという先ほどの御答申に對しましては、非常な私は不安と不満を持つのでございまして、これは何といたしまして、やはり徳永委員のおっしゃるやうに、ある程度長期的な青写真の作成を厚生省とされましてもおつくりになつて、そうして、その青写真をかみとして、逐次そのときの情勢に従つて、行なりべきものから順次ささやかながらでも手をつけていくといふやうな、こうした確固たる考へのもとに進めていただかなければならぬ。それには、まず調査

のでありますが、したがって、ただそのときの現象に即応して、ただ思いつきでこれをおやりになるといって考へ方は、ぜひひとつさりとて捨てていただきまして、ぜひそうしたような意味合いで日本の社会保障制度を進めたいと、特に私は心からお願いを申し上げるところでございます。御同感でございますら別に答弁は必要でございせんが、これだけお願いしておきます。

○国務大臣(小林武治君) 社会保障制度は、むしろお話しのような一つの長期的な展望、あるいは昭和四十五年を目標とするものでつくって、制度としては当然そうあるべきで、先ほどは医療費の問題であるから、これは非常にむずかしい問題であつて、こういうことを申し上げたのです。その日その日というところ、いかにも言い方がどうかと思うのですが、場合によると、その年々ぐらゐのこともある程度直さなきゃならぬ。たとえば医療技術もどんどん上がる、あるいは薬にも上げ下げがある、あるいは人件費も毎年人事院の勧告が出るように、人件費も違ってくる、こういうことで、医療費に関する限りは、私は固定した問題ではない、これはやっぱり毎年ある程度の考え方が加わらなければ、かえつて私は適正でない、こういうふうに考へて、先ほどは医療費のお話だから私はあつたところを申し上げたんですが、社会保障計画につきましても、むしろお話しのように、たとえばわれわれも、いま国民健康保険も四カ年計画でこのことをやる、あるいは厚生年金も、いつころやる、あるいは児童手当も何年からやると、こういうふうにみんな一応の計

画を持つておることはもう当然であります。それで、いまのところは、社会保障制度、ある程度にかく国民皆保険なれば、だれでも同じ医療の給付を受けられるようにするのがこの理想であります。いまのところは、各制度の出発のときと事情が違つておるから、給付の内容が非常に格差が多い、この格差を縮めることによって保障制度を調整する、あるいは総合すると、こういう問題が起きてくるのであります。われわれは、いまの社会保障制度につきましても、長期計画をもつて毎年毎年それによつてその年のプログラムを進める、こういうことをいたしておるのであります。さしむきの問題としては、保障制度の格差を直すことによつて、そして、やがて総合調整の時期を待つと、こういうことでやつておるのであります。お話しのようなことはもう当然でありまして、私どももそうでなければならぬと、こういうふうに考へております。

○佐藤芳男君 誤解があると困りますから、なお一言つけ加えておきたいと思ひますが、医療費を除いた社会保障制度、便宜上そう申し上げますが、医療費を除いた社会保障制度の半ば長期計画、この青写真と、これも必ずしもそれはもうききをつたつたように抜き差しのならぬものと私は考へていないのであります。やはりそのときの事象、そのときの情勢というものであつて、その計画というものは、そのプランシブルというものが多少変わることは、これは当然であるのであります。したがつて、あくまでもその半ば長期計画に背反してはならぬというよりなかつた苦しいものではないのだというところを御了承を賜りたいと思ひます。

一面、医療費のほうにおきましても、これは当面の問題だけではないと思ひます。これは当面の問題である、医療制度といふものが先行しなきゃならぬものであるという認識と御研究のもとにおいて当面の医療費というものを考へてなつてしかるべきものであるというところをつけ加えて、答弁は要りませんから、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思ひます。

○委員長(鈴木道雄君) 厚生大臣、私、委員長として、いまの質疑をお伺いしておりましたけれども、あなたの発言は、これは重大発言だと思ふのです。先ほど徳永委員に対する御回答は、ですから、私は念のために伺つておきたいのですが、あなたの所信表明の中に、当面、診療報酬についての問題については、中央医療協会でいまだ問題についておるわけですから、その答申を待つてひとつやうしたい。たまたま丸茂委員の質問から関連をして、そういう問題のすべての基本は診療報酬の問題にからんでおるんだと、こういう質問もあつたのですから、大臣は、ちよつとあなたは誤解されて徳永委員の質問に答へられておるのじゃないかと思ふのですが、いま佐藤委員が言われたのはまことにものともな意見だと思ふのです。ですから、診療報酬、医療制度、その抜本的なやはり青写真ができていないというところは私にはないと思ふのです。あなたは、そういうものはできないのだと、要するに、そんなことを言われたら、抜本的な改正なんかできないのだと、こういう御答弁ですか、それじゃ私たちはちよつと委員会としてその理由はどうなんだ、なぜ

できないのかということをやつぱりせんじ詰めなければいかぬと思ふのです。その一つに診療報酬の問題があると思ひます。これはたいへんにむずかしい問題ですから、あなたの諮問機関を経てやつたほうがよろしいということとでそういう制度を持つておられるわけですから、その点は大臣の意見はわかります。その診療報酬を医療協会の答申を待つてやられることはよくわかります。ですから、これに對して、医師会に對してもできるだけ協力をしてもらいたい、こういうことはわかります。ですから、医療制度、医療行政というものを對して、もう少し厚生省が、これは国のものもあるでしょうし、民間のものもあるでしょうし、千差万別ですから、給付のアンバランスもあるし、そういうものも含めて、一体日本の医療制度というものはどうあるべきかという、そういう根本問題に触れた検討をやはり厚生省としておやりいただいて、その上に立つての長期の計画として、当面三年間どうする、という方法をやつぱり御苦心なさつてお立てになるのが私は大臣の責務であり、厚生省の責務であると思ふのです。その辺ちよつと診療報酬の問題とからんであなたが質問された佐藤さんのような御意見が出てくると思ひますので、念のために私ははつきりしておいたほうがいいと思ひますので、お聞きしておきたい。

○国務大臣(小林武治君) 医療制度といふものには、むしろ一応の長期計画、たとえば人口何人について医者が何人、あるいはベッドが幾つなければならぬ、あるいは看護婦が幾人なければならぬと、こういうようなことがみ

な一つの医療制度として一応の長期的の展望を持たなければならぬ、これはもう当然でありまして、私は、さつきはただ診療報酬についてだけのお話を申し上げたのであります。制度自体について、そういうふうな長期的の国民的な医療がどうあるべきかということ、これは、当然長期計画として持たなければならぬといふことであります。診療報酬といふものは相當に流動的なものである。したがつて、長期的に幾らで、もうこれで満足するといふことは、報酬についてはない、こういうことであります。

○委員長(鈴木道雄君) わかりました。ほかに——よろしくございませうか。
○藤原道子君 私は、大臣にお伺いたいののでございますが、いま非常に社会的問題になつておりますトルコぶろでございまして、トルコぶろがいま公衆浴場法で取り締まられておるのです。いまの現状に即しまして、公衆浴場法で取り締まつてそれが妥当であるとお考へかどうか、また、どう取り締まり方法をもつて臨んでおられるか、これについてお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(小林武治君) 公衆浴場法といふものは、主として衛生施設と設備、こういうことが主眼となつてできている法律でありますので、私は、トルコぶろなるものを衛生設備、施設の適否といふことで厚生省がまゝ関係をしておりますが、いまいろいろ問題になつておるようなことは、これはもうむしろ風俗営業として何か取り締まりの対象にしなければならぬまいかと、こういうふうに私は考へておるのであります。幸い、いま風俗営業取締法の改

正案も出ておりますので、こちらの方面で警察取り締まりとして、あるいは風俗取締りとしてこれを見なければならぬかと、こういふふうにご意見を申し上げます。すなわち、私も公衆浴場法としての取り締まりには限界がある、こういふふうにご意見を申し上げます。

○藤原道子君 現に公衆浴場法で取り締まっておられるところをいさしはる。この委員会が言明していらつしやる。ところが、それが妥当でないというならば、風俗営業法に移すべく警察当局と協議されたことがあるか、その見通しはどういふふうになつてゐるか。

○政府委員(館林宣夫君) トルコぶろの風俗営業面の取り締まりに對しまして警察庁のほうといふいろいろと話し合ひをいたしたことはございます。また、今日いろいろ問題になつております諸点を改善する点についてもいろいろ話し合つておるわけでございます。これを法的にどのような扱いをいたしますかにつきます。現在、御承知のように、公衆浴場法の第三条には施設側は「風紀に必要な措置を講じなければならぬ」といふ、一応条文には「風紀」といふことがあらわれております。したがつて、本来この法律は公衆衛生の目的を主として設けられたものではございませんけれども、この法律の第三条にありますが、風紀の措置も実際にはある程度行なわれておるわけでございます。この法律に基づきます風紀の措置が、ただいま問題となつておりますトルコぶろの風紀上の問題をこれに解決できるかどうかという問題が問題になるわけでございます。その解決には、おのずからこの法律の性格として限界があるかもしれ

ない。しかば、それ以上に何か風俗営業法のほうで処置をする余地があるかどうか、かような問題についていろいろ話し合つてきておるわけでございます。

○藤原道子君 いま大臣は、幸い風俗営業法の改正が出てゐるから、そのほうで云々とおつしやつた。いま大臣がちょっと席をはずされたので残念でございますが、ところが、あなたのほうではその問題についての話し合ひはした、その話し合ひをした結果がどうなりつた。もし結果が出ておるならば、風俗営業法でやるならば今日の改正案に入るべきだと思ふ。ところが、今日の改正案には深夜喫茶だけが入つておる。風俗もヌード・スタジオも、また、青少年問題として非常に重大なポイントの問題も全然入つていない。入つてゐるのは深夜喫茶だけなのです。だから私も心配してお伺ひするのでございますが、お話の結果、どう処理するかということの結論を伺いたい。

○政府委員(館林宣夫君) ただいま大臣から仰せられました点は、風俗営業的にトルコぶろの風俗問題を徹底的な処理をしていくというよりなことでございまして、方向としては風俗営業のほうに妥協であるかもしれないという点を申し上げたわけでございます。今日のトルコぶろの実態から申しますと、健全なものもあるわけでございます。これらすべてを風俗営業として取り締まるかどうかはいろいろ問題もあることでございます。したがつて、いま直ちにどのような扱いで法律的規制をしていくかということの検討の段階でございまして、せつかく風俗

営業取締法の改正の機会でございます。いろいろ検討いたし、話し合ひはいたしたのでございますが、現在ではその結論が得られない状況にあるわけでございます。そうかといつて、私も今日は今日の事態がそのまゝでいいと思つておるわけではございません。で、何とか改善の措置は講じたい、かように思つておるわけでございます。

○藤原道子君 これは看護婦の問題はどではないのですけれども、トルコぶろができてからしばしば委員会でも問題になつてゐる。で、風紀の問題という第三条の問題は男女混浴をさしてゐる、いままでしばしばそういう御答弁だつた。公衆浴場法でいけば保健衛生の取り締まりだ。その立場から、風紀といふのは男女混浴を禁じてゐるというもので、さてそのほかには手が出ませんという御答弁だつた。ところが、このごろはそれが実に目に余るものがある。あなたのほうでは、いまいちものもあるが、悪いものもある、だから、さて法的な規制をするということとはなかなかむずかしい、こういふ御答弁でございまして、それならば、トルコぶろは現在幾つあつて、いいものと思はれるものが幾つか、悪いものと思はれるものが幾つあるか。

○政府委員(館林宣夫君) 昭和三十八年の三月末の調査によりますと、全国でトルコぶろは二百四十一ございまして、今日ではややふえておる傾向にあるかと思ひます。ただ、これは私どもの調査にあらわれた結果でございまして、あるいは警察庁のほうの御調査では、もう少し大きな数字をつかんでおられるかもしれません。私も都道府県から報告を受けました数字は二百

四十一カ所でございます。このうち、約半数が東京にございまして、ごく最近では、約百五十三カ所という数字でございまして、で、愛知が二十八、神奈川県が二十五、千葉十一、静岡十というふうな順序でございまして、圧倒的に東京に多いわけでございます。これに對しまして、ただいま藤原先生がおつしやいましたように、従来のあの法律に基づきます第三条の風紀上の措置という条文はございまして、構造設備の第二条のほうには、公衆衛生上の目的のための構造設備のようになつてゐる。したがつて、あつた法律には書かれておるわけでございます。で、したがつて、あの法律にはおのずから限界があると申し上げるわけでございます。しかしながら、公衆衛生上の目的でございまして、その結果が、その構造を改善することに上つて風紀上にもよい影響がある構造もあるわけでございます。たとへば今日東京都がきめております都の構造設備の基準によりますと、必ずしもこれで十分と申しませんけれども、まあそのききと申しますか、透明なガラスをもつてつくられた二十センチ四方の窓がなければならぬとか、とびらにはかぎをかけてはならない、あるいは個々の個室に通ずる廊下は共通の廊下でなければならぬ。そのような構造が、ある程度風紀によい影響があるような基準もあるわけでございます。したがつて、現在の範囲でも、公衆衛生という目的ではあるけれども、結果的には風紀上によい結果が得られる構造も考えられるわけでございます。また、その運営に努力をいたしますれば、これまた好結果が得られるという点が一応あるわけでございます。た

だ、その程度では徹底しないという考えはあると思ひますから、それらが問題の検討する部分でございまして。

○藤原道子君 あなた方は実態を知らないのじゃないかと思ふ。トルコぶろは、東京都のこの条例には、そのガラスを入れなければならぬ、これは確かにある。ところが、行つて見ますと、ガラスを入れる場所の規定がない。したがつて、ごく下のほうに入つてゐる。だから、それをのぞいて見ようとするれば、からだを横にして廊下に寝ころがらなければ中が見られない、あるいは中央にあるところには、中から背広なら背広をかければ、これも全然中は見えない、あるいはガラスが入つておるけれども、これにはふたがあるのです。何といひますか、ドアと同じ木のふたがあつて、そのふたをあげれば中がのぞける、こういふふうにして抜け道を一生懸命に考へる。中を見るには廊下へ寝そべらなければ見られないといふようなことで、これで効果が上がつてゐるか。中から背広をかけておいて外から見るとどうか、これで事足りるという考え方はおかしい、あるいは公衆浴場ならば個室が必要でしようか、ここにも問題がある。私もこの間見ましたのは、新宿のトルコ御苑といふのだったと思ふが、ここには大衆ぶろは何もない、全部個室なんです。それで六畳ぐらゐの部屋だと思ふが、そこに、奥に蒸気ふろと普通のふろと二つございまして、それから、入り口のこつち側にベッドが置いてある、それで、こつち側には洗面所がある、そこを中から閉閉してはならぬと言つたつて閉閉してゐますよ。それで、全部遮断された中に入つてゐるわ

けです、お客さんが。それで、若い娘、ミス・トルコと称する者が、とにかくブラジャーの小っちゃいの一つ、それから、何というのですか、ビキニ・スタイルというのですか、パンティーなというものはほんとうに申しわけない、そういうもので、密閉した部屋でマッサージをしている。しかも、何といいますが、これはもう一つほかのトルコぶろでございしますが、普通の一般入場料は千円ですか、それからスペシャル・サービスというのが千五百円、それからムード・サービスとやらいうのが三千円なんです。そこでは中がミス・トルコの個室になってるらしいのです。その部屋にはセーターが二、三枚かかっている。これでは明らかに売春の復活だと思ふ。公衆浴場法でこういうことがはたしてできるのかどうか、これを東京都の条例があるから、何とかその手でやっておるのだから、私は、公衆浴場というものは、申し上げるまでもなく、みなが行って入るところだ、それが一つもなくて個室だけというのはどういふわけですか。それで三年ばかりきようだいでミス・トルコをやつて、月の収入が一人二十万円ぐらいある、アパートを建てている。こういうのはどこから金が入るのか。これが健全な公衆浴場法のもとにおいて妥当かどうかという点についてお考えを聞きたい。

○政府委員(館林宣夫君) 先ほど来申し上げておりますのは、公衆浴場法の範圍にて風紀上できるだけの改善をはかるような努力をはかるというのを申し上げたわけでございます。私も、私どもとしては、それがこの対策のすべてで、解決するとかしておるとかいうこ

とではなくて、確にお尋ねのよう、今日トルコぶろの実態は非常に寒心にたえない状況にあることは痛切に感じております。しかも、この業態は非常に地域的に偏してあるというところも特徴があるわけでございます。したがって、この実態は、かなりそういう現実の実態を考慮して措置する必要がある。しかも、私どもの気持ちとしては、これが売春の場になることは決して好ましくないところか、何とかしてそのようなことには絶対にないようになすべきであると思ふ。公衆浴場が売春の場になるというふうなことは、まことに困つたことである、かように考えておる次第でございます。したがって、私どもの措置で徹底を期したいものは、さうにこれは警察庁と十分話し合ひをいたしまして、何らか思い切つた措置も考えなければならぬと、かように考えております。

○藤原道子君 そこで伺いたいのでございますが、何とか処置しなければならぬと考へておるだけでは困るんです。私は今度の風俗法の改正が絶好のチャンスだと思つておるのです。それから、もう一つ伺つておきたいのは、トルコ協会というのがありますね。トルコぶろの協会、御存じないですか。その会長が志野幸八というのです。志野幸八というのは、何やらその人の前歴を私はきき聞きたかつたのですが、それで、その名誉会長に今度大野伴睦さんが御就任になつた。顧問に大分一區から御当選になつておられます建設大臣の村上さん。それから石川県の稲村左近四郎というこの人も代議士、この人が今度就任され

た。顧問に推薦され、名誉会長に推薦されて、ここに会長と名誉会長大野先生との握手している写真がこんなに大きく出ている。その大野さんを迎えるに至つた動機ですね、ここにいろいろあるのです。これはオリンピックの年だ、都市の浄化をはからなければならぬ、もう一つは、観光日本の新しい花形であるトルコ浴場を、名実ともに「価値ある存在」に仕上げることを目的だ、ところが、世評いろいろのうわさが高まってきている。「その一方、業界に対するきびしい世評は、取締り強化のための立法措置の要請となつて現れており、この面では協会は高い政治力が必要になつてきたのである。この時に生つた政治家であり、人情にもよく道義に徹し、実力者として大きな抱擁力と逞ましい政治力を持つた自由民主党副総裁大野伴睦先生が東京都トルコ浴場協会の名誉会長に就任されたことは、きわめて意義深いものである。」、こういうことが協会の新聞に出ておるのです。私は非常に遺憾だと思ふ。大野先生には、まさかそういうお気持ちはないと思ふ。ところが、業者が迎える意義をここに書いてある。大野先生を迎えるのは、世上いろいろなうわさがあるから、政治的実力者を迎えるのだとはつきり書いてある。こういうことがあつていいのか。

○藤原道子君 そうですね、御存じない。私も、トルコ協会のあることも御存じない。しかも、現行法のもとでは公衆浴場法で取り締まられているのだから、トルコぶろがこうした堂々とした機関誌を出している、そういうことも御存じない、会長も御存じない、それで取り締まりに当たつていられるというのでは、私どもは納得できません。

一体ほんとうにトルコ協会とやらいうものがあるのを御存じないのですか。まさか私は御存じないとは言えないと思いますが、それに対してまず御意見を伺つておきます。

○政府委員(館林宣夫君) おそらくお尋ねのトルコ協会といふのは任意団体ではないかと思ひます。私も、私どもとしては承知いたしております。

○藤原道子君 ものすごくうけがあるし、最近では東京のオリンピックを目ざしまして、地方からどんどん女を東京へ募集している。しかも、これの中心人物は元赤線の人だと私も聞いています。それで、このごろ売春が半ば公然と行なわれておりますことは御案内のとおりなんです。このごろどこに行つても、このくらいのカードで、お電話を下さいというのが各所に置いてございます。いわゆる何というのですか、売春婦が客を誘ふ行為ですね。一面においてはトルコぶろがある、一面においてはヌード・スタジオがある、これじゃもうほんとうにむちゃくちゃだと思ふのです。ヌード・スタジオは一体どこで取り締まっておるのか。

○政府委員(館林宣夫君) ヌード・スタジオは、これがもし公衆といふ場合は、多衆に見せる興行的な場でありましたら興行場法の適用を受けるわけでございます。実際に興行場法の適用を受けておられますのは、昭和三十八年四月の調査によりますと、ヌード・スタジオは百七十六カ所全国にございまして、このうち三十四カ所が興行場法の適用を受けております。

○藤原道子君 一体このヌード・スタジオというのが興行でしようか。

○政府委員(館林宣夫君) ある程度の広さの部屋におきまして多数の人が集まりましてものを見、あるいは聞くというものを衛生上取り締まる必要がある場合には興行場法の対象となるわけでございます。したがって、ヌード・スタジオの中にも、衛生上取り締まる必要がある程度の広さを持ち、多衆集まるものもあるわけでございます。なので、ただいまそのような扱いになつておるわけでございますが、中には非常に狭い部屋のものもあるように聞いています。そのような部屋にいく少人数が集まりましてヌードを見るという状況は、別に普通の家庭の部屋とあまり変わりがないと思ふので、必ずしも衛生的に取り締まる必要がないということから、興行場法の適用が必要がないと考えております。

○藤原道子君 ちょっと私は納得できません。ある程度の広さを持つて、確かに明らかに興行場法の適用に入るのが三十七カ所ですか。これはどこどこか、あとで聞かしてくださいます。私たちが見たところは四畳半、そこにカーテンだけが壁のところに張つてあつて、それでお客との間は、はかつたら一メートルくらいしかない。私たちが見たのは一メートルもございませんでした。そこで出てきて、あれをしてほしいと要求をしたら、はじらいもなくそこで裸になりました。ところが、全く狭い。お客がすぐ手が届くのですから、そういうところで全裸ですね。ここは何といふのですか、お乳もまる出し、ビキニ・スタイルも、わざと下げて、それで、そこで姿態をつくるわけなんです。お客さんの要求に

よってどんな姿態でもするわけです。これが興行でしょう。これも、しかも、新宿にありますが、全部といつていくらい赤線のあるところ。ところが、その中で、これが興行場法の適用になるとは私には思えない。同時に、あなたの最後の御答弁に、小さなものは興行法として取り締まる必要もないというのでそのまゝにしている。そのまゝにしている。いん、いん、いん。あれこそは明らかに問題だと思ふ。あなたのお考えを聞かしてくださ

い。

○政府委員(館林宣夫君) 本来、興行場法は公衆衛生の目的のために設けられた法律でございまして、公衆衛生上困る事態を規制することを目的として

いるわけでありまして。したがって、ただいま藤原委員からお話のございましたように、非常に狭い部屋で少人数集まるようなものは、少なくとも厚生省が公衆衛生上の目的から取り締ま

まっている対象ではないと思ひます。○藤原道子君 売春が行なわれていても厚生省はかまわないわけですか。○政府委員(館林宣夫君) 売春の取り締まりは、風俗営業、あるいは売春防止法の扱ひとございまして。

○藤原道子君 青少年の誘導、児童福祉などということはあなたの方の役割だと思ふ。そういう観点からいっても、野放しにしているんですか。○政府委員(館林宣夫君) その場合には興行場の取り締まりという意味合いではなくて、青少年の誘導といふ意味合いの観点から、そのような特定の施設に限らず、全般的な問題としては考

え得ると思ひます。

○藤原道子君 それならば、なぜ警察と話し合つて今回の風俗営業法の改正にこれを入れようとはなさらなかったのか。これは興行場法の適用以外からうつつちやらかしているという問題じゃないと思ふ。

それから、それに対して警察では厚生省との程度のお話し合いがあり、スロッド・スタジオなりトルコぶろに對してどういふお考えをもつて今日までやつておいでになったか。今日こま

ではびこるまで放置していたということとは重大問題でしょう。

○説明員(橋崎健次郎君) ただいまのお話のありましたトルコぶろ、あるいはスロッド・スタジオの問題につきましては、これが風俗上いろいろな問題がある、御指摘のとおりでありまして、これに

つきましては、それぞれ厚生省の關係御当局と相談いたしまして、まずトルコぶろにつきましては、公衆浴場法の規制の強化という点を検討していただき、あるいはスロッド・スタジオにつきま

しては、興行場法による規制の強化という点を検討していただき、その強化と相まちまして、警察のほうとしてはそれぞれの実態を把握しまして、關係の法規と申しますのは、売春防止法であるとか、あるいは關係の刑法、公然わいせつ罪、あるいは職業安

定法、労働基準法、そういう法規を適用して現地の法規違反を極力取り締ま

つていく、こういうことで現在まで至つておるのであります。現にトルコぶろ、あるいはスロッド・スタジオにつきましても、相当の検査を現在までも行なつておる、こういう状況であります。最近の風俗営業法の改正につきま

しても、そういう問題も検討いたしたのであります。先ほど申し上げましたように、それぞれの法規があり、それ

ぞれの監督の方法があるわけであり、まずけれども、それを強化する、警察はそれに対応してそれぞれの法規の違反

を検査していくということと當面の対策をいたしまして、今回の風俗営業法の改正につきましては、さしあたり最も緊急な青少年問題の一番対象になつております深夜喫茶の廃止ということだけを

取り上げた次第でございまして、ば、やっぱり逃げていく先を次から次へ彼らは考えるわけです。ところが、取り締まりというか、後手から後手へな

つてくる、大きくなってから大騒ぎするから、そこに人手が足りないとい

か、いろいろな問題が起きてくる。いま御答弁のございました相当数検査したというところがございまして、どのくらいあらわれておりますか。

○説明員(橋崎健次郎君) トルコぶろにつきましては、昨年度四十四件、二十七名を検査しております。それからスロッド・スタジオにつきましては、昨年度の検査件数は二百三件、二百十名

になつております。

○藤原道子君 このごろトルコぶろに對しても、公衆浴場法では——ほんとにやるとなれば、構造の面も、まずいまのまま野放しにしておくと手はない、あるいは時間の問題、これもある。それから、若いミス・トルコがマッサージしているのですね、あれ

労働基準法の立場からいっていろいろな問題があるだろうし、あんな、はき、きゅうのほうにも關係してくると思ふ。それらの点に對して厚生省がこれを指導し、あるいはこれの改革を要

請していく、命令していくというよりなこと、ある程度はやるのじゃないかと私たちも期待していた。ところが、全然やらないじゃないですか、それを。構造を改めるようにと指導された件数がどのくらいありますか、や

つてないでしょう、やつていたら御答弁を伺いたい。

○政府委員(館林宣夫君) 東京都は、目下構造設備の改正を検討中とござい

ます。また、全国のまづ状況を把握する必要がございまして、昨年中に二回全国調査をいたしました。強い指導

をいたしましたと考えております。

○藤原道子君 聞くところによると、あれは保健所の管轄なんですね。保健所は次から次へ仕事が大変だとい

くし、保健所では弱いのですよ。とても大刀打ちできないのです。営業停止

くらいくくれるくらいな覚悟がなければ

できないのです。ところが、あなたのお話のように、いいのもあれば悪い

もある、だからむずかしいと言つて

たんじや、悪いのはやが、悪貨が良貨を駆逐して、いまに悪貨ばかりになるのです。これはもう全国的にかつて

あれば関係の法令の規制を強化する。それでもどうしてもいけないというものは、やはり風俗営業といいますが、何らかの形で警察の視野の中に入れていく、こういうことがあるいは必要であらうかと思ひます。ただ、いまのいろいろお話ありましたトルコとかスリドとか、あるいはボーリングとか、そういうものをいま直ちに風俗営業に全部入れるかどうかというところはなかなかむずかしい問題でございまして、これは興行場法、あるいは公衆浴場法、あるいはその他の法律全般との関連、どの程度までという方法でやるか、警察の許可の対象にするならば、警察の立ち入りその他の問題も出てきますので、非常に慎重な検討を要するのではないかと。そういう意味で、いま直ちに全部を風俗営業法の中に入れるということについては、もう少し厚生省、その他関係官庁と十分に相談いたしまして、検討する必要があると思ひておきます。

○藤原道子君 これはトルコぶろにしても、時間の制限ぐらいできそうなのだと思う、それまでできていないでしよう。それから、あとスリド・スタジオの問題は、私も興行場法の適用というのをおかしいと思ひますね。それから、あれを風俗営業として認めるかどうかということになれば、あんな営業はなかったというのではないでしようか。あれがあつて益ありとお考へですか。必要な職種とお考へになりますか、どうですか。

○説明員(橋崎健次郎君) スリド・スタジオの中には、芸術的に真にその絵を描く、あるいは写真をとるためのスタジオもありましようし、いろいろあ

ると思ひますが、ただ、明らかに風俗を攪乱しており、法令に違反している、こういうものは、これはむしろ許可の対象にはなり得ないものだと思ひておきます。

○藤原道子君 取り締まり法規の対象外のものが次から次に出てきているのです。あのボーリングというのが、いま非常に問題になっておられますが、あれは何で取り締まるのですか。

○説明員(橋崎健次郎君) ボーリングにつきましては、現在、これを営業として取り締まる法律はないようでありま

す。現在、われわれといたしましては、一方ではボーリング場内の各種の法令違反を取り締まると同時に、ボーリング場に対して、いまの深夜、場合によって朝までやっている、こういうようなものに対しては、指導と申しますか、自粛を求めまして、できるだけ青少年の健全なスポーツとおっしゃるなら、そういうふうに深夜までやらない、そういうことで自主規制を行なつてまいらうということで、いろいろ指導もしております。現在問題になつております深夜の営業をやつておりますのは、ボーリング場のごくわず

か一部であります。大半のものは十二時にはやめていくやうであります。そういうことで、ボーリング場につきま

しては、とりあえず事柄はスポーツの問題でもありますし、できるだけ業者の自主規制にまづ、こういう方向でやつております。

○藤原道子君 私は、ボーリングは健全なスポーツだと、私も確かにボーリ

ングそのものは悪いとは言わない。ところが、アメリカあたりでは、ボーリ

ングをやるといふたつて簡単にできる

んですね。それほど高くない。ところが、日本では景品を出したり、かけを

したり、こういうことで非常に金がか

かる、そのために非行少年の大きな原因になる。私は、健全なスポーツなら

ば、やはり十時ごろまでが原則であろ

うと思ひ、もしこれをスポーツとして

規定していくならば、ところが、この

間私どもが見たところでは、営業時間

が午前三時と書いてある。私聞いた

ら、三時までは入るのださうです。

だから、済んで帰るのは朝の六時、七

時になる。これじゃあ健全なスポーツ

とは逃げられないと思ひ、で、まあ確

かにスポーツであるということになれば、

時間は、少なくともナイターだつ

て十時ごろまででしう。私は十時ご

ろまで打ち切るべきである。金がか

かり過ぎる。いまの子供の小づかい

はやり切れないと思ひ、この間行つた

のはおそろいごさいましたから、もう学

生さんも若干残つてはおりましたが、

いかかわしいヨタモノが来ているんで

すね。その中に、善良であつたとして

も、学生たちが引きずられていくので

すね、非常に危険だと思ひました。こ

の間の高校生の三名の強盗事件だつ

て、あれもボーリングの金が足りなく

なつた、結局こういうことで、親から

金がせびれなくなると、どこかに金を

求めていく。これが悪の道に落ちる大

きな原因だと思ひますれば、やはり少

々の抵抗がございまして、抜本的な対

策を立てて、子供をひとつ守り、社会

的な犯罪をなくし、いまや復活ムード

一色になつております青春の問題に対

しましても、ボーリング場でも、必ず

健全なスポーツのみではなくて、夜お

そくまで時間を一時間も二時間も待

つておるようですね。そこに喫茶店があ

る、そこで何やら成立して出て行く、

入つて来るのは二人連れ、こういうの

がけつこうある。私は、男の人の中に

は、どうお考へになるかわかりません

けれども、やはり子供を持つ親といた

しましては、この際、姿勢を正しまし

てこれに取つ組んでいただきたい。特

に小林厚生大臣にお伺ひしたいのでご

ざいしますが、いまのトルコぶろの問

題、スリド・スタジオの問題、健全なス

ポーツといわれておるボーリング、こ

れらが一貫してやはり青春につながら

ているのです。こういう点から、ひと

つ福祉国家をつくらうとするときに、

こういう悪質な腫瘍を取り去るやうに

強い姿勢で取り組んでいただきたい。

トルコぶろにつきましても悪いほう

が多いのだから、公衆浴場ならば個室

は要らないというのが私の主張なんで

す。それから構造改築の問題もあるで

しう。そういう点で小林厚生大臣は

どうお考へになりますか、どうい

う御覚悟を持つて今後臨んでいただ

けるか、これについてお伺ひしたいと思

ひます。

○国務大臣(小林武治君) 実は、私は

善良な老年でございまして、そういう

場所を一切知らなかつた、また、行

つてみたこともないので、お話を聞きま

してなるほどと、私もこれから実地を

見まして、その上で国家公安委員長と

もぜひひとつ慎重に懇談をいたして何

か善後策を講じたいと、かように存じ

ております。

○藤原道子君 私は、大臣のお耳にま

だ十分入つていなかったということは

残念だと思ひます。やはりこれだけ

世間が騒いでおります問題は、ぜひ大

臣にもお耳に入れてもらつて、ぜひお

しのびで視察をしてもらいたい、そう

してひとつ職責を全うしていただきたい。よほど強い姿勢でなければこれは

取り締まれないと思ひます。非常に

全国組織で、非常に金がかさるそう

です、トルコぶろにしても、あるいは

ボーリングにしても、ところが、金を

もうける人はいけれども、その犠牲

になる子供たち、あるいは善良な市

民、そして、それに泣く女性の立場か

ら考へますとき、私たちはこれを黙視

するわけにいきませんので、大臣の御

奮起をお願いしたい、こう考へます。

○国務大臣(小林武治君) 承知しまし

た。

○藤田藤太郎君 関連。私は、きのう

ちよつと京都から来たときに、いま出

ている週刊雑誌を買つたのです、週刊

新潮でしたか。六ページにわたつて非

常にこまかく書いてある。ああいう

やうに雑誌にこまかく書いてあるの

に、厚生省といふ藤原さんの質疑を

聞いていると、厚生省の方はよくご存

じないやうな感じなんです。私も案

外知らぬもんだから、あれを読んでわ

かつたんだが、その中で多少おもしろ

おかしくというのでもないでしうけ

れども、いまの法規では取り締まりの

しやうがないんだというやうなことを

関係者がそこで述べていることも入

っているのです。だから、私は、そこ

らあたりがいろいろ実態が世間にわか

ることはいふと思ひけれども、関係者

が個人の見解として述べているという

のは、少しやっぱ厚生省、警察庁が

ありながらどうかと思ひます、そう

いう点は、関係者がさう述べておられ

る。そうすると、結局国民の印象とし

ておられます。

○藤原道子君 私は、ボーリングは健

全なスポーツだと、私も確かにボーリ

ングそのものは悪いとは言わない。と

ころが、アメリカあたりでは、ボーリ

ングをやるといふたつて簡単にできる

たら、それはもう処置ないんだという印象で受け取られてそのままになってしまふということになるので、私は、やはりああいうものはなかなかそれは取り締まりはむずかしい問題だと、いま藤原さんのお話を聞いていてもよくわかるのですけれども、しかし、何かもの話にのぼって、それが何か間違ひを起す苗しろになるようなことになればやっぱり問題だと思ふので、そういう点は、私はいまこれ以上質問したりなんかしませんけれども、ああいう雑誌に出て、そして、そういう結論づけられたものが社会に流れて、そして、同じかっこうで存続しておるといふのは、少し行政上黙っておられない問題じゃないか、私はそういう感じがします。ですから、どう取り締まったらいいのかわからない、私はよくわかりませんが、やはりそういうものが助長されるようなかっこうで結末がつくじやなくて、行き過ぎた面はやっぱり自粛するようになつて、結末がつくような形にしておいてもらわないとやっぱり私は困るのじゃないか、こういう感じがしますので、一言。

○国務大臣(小林武治君) ただいまの御趣旨はよくわかりましたので、私も自分でひとつ乗り出して検討したい、こういうふうに思っております。

○柳岡秋夫君 私は、時間が限られておるようでござりますので、生活環境の一般の問題につきましてはまた後の機会に譲るとしまして、当面問題になっております問題について、先般の国会で成立した生活環境施設整備緊急措置法との関連で厚生省当局のお考えをお聞きすると同時に、ひとつ適切な

る御指導をお願いしたいと思つておるわけでござります。

それは、現在東京都におきましてごみの埋め立て施設の建設を予定しておられまして、この二月から三月にかけての都の議会に提案をされて、おそれなく実施をされるであろう、こういうような話を聞いておるわけでござります。先般成立した生活環境施設整備緊急措置法の中では、ごみの処理については衛生的な処理をするのだということをおきまして、また、計画の中に四〇から五〇の焼却施設をつくっていくのだ、こういうことが言われておるわけですが、そういう国の方針でありながら、一部地方自治体におきまして、それに相反するいわゆる埋め立てのごみ処理をやつておる。一体このことを厚生大臣としてどういうふうに考へておられるのか、また、それを開きしたいわけですか。

○国務大臣(小林武治君) 清掃関係につきましては、私も、おもに大きな都市がやるのだというわけで、大部分の措置としては起債でやるのだというところで、来年度は一億四千万円、補助金は取れない、三十数億円の起債を認められた、この地方債によって措置したい。もちろん東京都も地方債の対象になる、こういうふうに思っております。

○柳岡秋夫君 地方債であらうと補助金であらうと、それはやはり国として出す以上、当然その地方自治体のその計画に対しては、やはり国の方針を立てて、五カ年計画をもつてやることはこういう形で措置していくのだということになれば、もちろん地方自治体の計画に対しては、何らかの指導なり、あるいはサセツションと申しますか、助言を与えなくちゃいかぬと思ふのです。そういう点について東京都と厚生省の間で話し合われたことがありませんか。

○国務大臣(小林武治君) いろいろ厚生省が予算を取り、起債を認めてやるのでありまして、各地方自治体と折衝をし、われわれが指導的立場でこれをやつておる、こういうことになりまして、

○柳岡秋夫君 現在、東京都が考へておられます第一次工事としての五万坪、さらに完成した際には五十万坪のごみ埋め立て地を、事もあるに、千葉県の浦安埋め立て地から七百メートル離れたところにつくる、こういうことが計画をされておるわけですか。しかも、それは内容を見ますと、五メートルの高さの土手をずつと築いただけで、その中へどんどんごみを捨てていく、こういうことで、たとえは満潮時と申しますか、潮が高くなればそのごみが浮いて流れ出す、あるいは風が吹けば飛んでしまふ、こういうふうな非常に不衛生な面も出てきますし、また、わずか七百メートルのところといふことになりまして、当然その付近の住民には悪臭の影響が出てきますし、非常に地域の発展なり、あるいは生活の面に重大な影響があるというふうに私は考へるわけですが、こういう面について、先般の、あれはたしか四十四国会だと思つたんですが、私は、公衆衛生局長、当時五十嵐さんだったと思うんですが、この問題についてお伺いしたところ、五十嵐さんは、そのときの答弁では、そういう話はまだ聞いておられない、もしそういうことであれば、当然地元の方針を押し切つて強行するといふようなことは好ましくない、十分東京都と連絡をしてまいりたい、こういうような御答弁があつたわけですが、そういう点について、厚生省はごみ埋め立て建設について承知をしておるわけですか。

○政府委員(鶴林宣夫君) 現在、東京都では昭和三十八年度としまして、ごみの処理は、埋め立ては七四・八％、焼却は二四・八％にすぎないわけでございます。いま大馬力で焼却場の建設をやつておられますが、それでも三十九年度末に三四％にしか達しないといふことで、焼却場の設置がおくれているわけですが、したがって、当分過半数が埋め立てに用いざるを得ない、ところが、

が、現在埋め立てておられます夢の島はほとんど飽和状態に近くなつてまいりました。捨てる場所がない、こういうことで、ただいまお話のございましたように、数年来、葛西地区に新たに埋め立て地をつくる計画を持つたわけでござります。その埋め立てが千葉縣に非常に近いことから、千葉縣のノリの産業その他に悪影響がありはしないかというのを厚生省としても心配をいたしておるわけでござります。絶対になければ困る、こういうことを申し入れてあるわけでござります。東京都もその点は十分考へて構造はつくる、こういうことを言明しておられます。一応外側は高野板で囲んだ土塊でせきをつくりまして、汚水処分場も中へ特別につくつて、きたない水は十分処理されて外へ出るようにいたしました。しかも、この計画につきましては、十分千葉縣側にも納得してもらつて、十分な構造にしてつくりたい、こういうことをいつておりました。また、事実そのような納得が得られなければ、非常に千葉縣境の海に近い地帯でござりますので、設置もむずかしからうと私も思つておる次第でござります。このような場所に設置すること自体そのものは、今日の段階はやむを得ないこととござります。今回の五カ年計画、昭和四十二年度末にはおひね終了することになるわけでございますが、そのなりますれば、東京都で出しますごみはほとんど全部焼却でき、こういうことになるわけでございます。それまでもう少し埋め立て地を探さざるを得ないといふこと、とりあえずその間は十五万坪程度の埋

め立て地をここへつくりたい、さらに将来はその多数の焼却場から出てまいりました焼却かすをこの地にやはり捨てて埋め立て地に改造してまいりたい、そのために、ただいま先生おっしゃいましたような数十万坪というようなことを埋め立て地に改造していきたい、こういう計画を持っておるわけでございます。

○柳岡秋夫君　そうすると、厚生省としてもそれは承知をして、そして十分地元との折衝に当たって、遺憾のないような処理場をつくらんと、こういうことでございませう。しかし、非常に私は、東京都の建設予定地というものが、東京湾の中は、地図で見ましても、相当多くつくられるスペースと申しますか、あるような気がするわけですが。前に汚水の問題で、本州製紙の汚水が流れ出して漁民が非常に抗議をして問題を起こしたことがあります。そういう地区でございまして、これはよほど慎重に、また、東京都のみならず、厚生省としても十分拡張してもらわないと、また同じような事件が起こるわけでありまして、したがって、何とかこの点については、建設予算の面で東京都議会がきめるといことは、地方自治体の一つの権限としてこれは干渉できないと思えますけれども、しかし、そういう場所につきましても、ひとつ厚生省として十分あつせんなり、あるいは千葉県との間の話し合いの中に立っていただいて御指導をお願いしたいものだと思えます。さらに根本的な問題として、少なくとも東京都のように富裕な地方自治体がこういう非衛生的な処理施設をいま新しくつ

くつていくというところは問題があらうと思ふのです。少なくとも、そういう富裕な地方自治体であればあるだけに、もつと衛生的ないわゆる焼却施設をどんどんつくっていくというところが、ほんとうでなければならぬ、それがまたほんとうの五カ年計画の目ざすところであらうと思ひます、厚生省としてはそういう指導を地方自治体に十分やつてもらいたいし、起債なり補助金を流す場合でも認める場合でも、ひとつそういう立場の地方自治体に対する計画というものを推進させるような指導をぜひやっていただきた、こういうふうなふうにございまして、ひとつこの問題につきましても、い

ずれた問題が問題だけに、あとでまたいろいろと御議論をお願いしなければならぬとあらうと思ひますが、きょうはこの程度にとどめておきたいと思ひます。

○国務大臣(小林武治君)　ただいまの柳岡さんの御意見もひとつと、これは相当問題のあることで、私もひとつ現場を見まして、見れば東京都もまた相当な注意をいたしますので、実は、先般水道など、現場をいろいろ見たために工事が進捗した、こういう事例もありますし、千葉県とのいろいろな紛争もありますから、自分で現場を見ましてそれぞれの注意を与えていきたい、当然焼却がおくれていることは非常に残念であります、四十二年度までには大体いまの倍近くの焼却場をつくることによつて解決しよう、こういうことで指導をいたしております。

○藤田藤太郎君　そこで、し尿の処理

は東京都はどういうふうになつておられますか。

○国務大臣(小林武治君)　これも大体を申し上げますれば、現在まことに御恥かしな話であります、し尿の六割、七割はまだ海洋投棄をしておると、こういう始末であります、私どもは、五カ年計画が成立するにふんじて下水に入れるなり、あるいは、し尿処理で片づけよう、こういうふうな計画で進んでおります。現在でも七割を海洋投棄をしておることはまことに恥辱ものでありまして、早くに解消させなければならぬというふうに考えております。

○藤田藤太郎君　そこで、まあ私はこの間徳永委員と関西を少し歩いてみましたけれども、非常に地方自身が一生懸命努力しておるのです、ごみ処理、し尿処理については、終末処理については、なかなか建設省との関係があるもので困つておるようですけれども、しかし、やろうという努力、気持ちというものは、市町村は、むしろ地方自治体の行政で住民の要求の一番ウエートの大きいのがこのし尿、ごみ、それから終末処理、これをやらなければ、極端な言い方をすれば、選挙のときにもこれが一番大きな課題になつていゝというふうな状態だと思ふんです。それで、一千万の東京都がこういう状態じゃ私は少しお粗末だと思ふんです。そこで、先日は東京都の知事と自治大臣とが何か話し合いをされたということ、で、新聞を見ますと、マンモス東京都に民間人の知恵を拝借して云々ということが書いてあつたんです。で、特にいま近代社会建設のために、環境衛

生というものの――東京都のごとき、建設はどんどん始まつていくわけですから、環境衛生の整備ですね、これがやはり東京都の福祉行政の柱だと私は思うので、あのようによつて自治大臣と東京都知事との間に話が進むなら、厚生大臣は大きなウエートであつて御意見を出されてしかるべきではないかと、私はそういうふうな感じにおつたわけなんです。ごみ焼却場が六カ所しかないの、めんどろくさいから国にその清掃関係の事項を移管するというような話も、私は少し我慢のようないま、まあそれを批判してはいけませんけれども、そういう意見が出てくるのじゃないか。まあ厚生大臣は、き然たる態度でおられるから喜んでおりますけれども、まあしかし、その問題だけをいくつかではなくて、私は、やはりあつた、もう一つ自治大臣との間に具体的な問題に進むためにお話があつたようです、大きなウエートをもつて厚生大臣も意見を出してもらいたいという希望を持つておるわけでございます。

それから、もう一つお願いしておきたいのは、東京都ばかりじゃなしに、関西に行きましてもどこへ行きますとも、大都会の上のスモッグですか、これはたいへんなことだと思ふんです。私はこの間も大阪に行きました、もうずうっと朝から夕やみのような状態です。あれは風の方向や空気の流れの関係であつていゝのでしようけれども、非常に陰うつといふ感じが、何となく人生を暗くしているような感じが、最近急速に大阪では飛行機を飛ばしたり、中学生が総動員してその子どもが勉強のために研究に乗り出して

るといふようなのが新聞に出ておりました、七十校と。それぐらい私は大阪の市民生活に深刻な問題を与えている感じがいたしておる。ですから、きょうはもうやりませんから、この次の委員会にスモッグの現状と対策、それでどういふふうな現状と対策、それが大都市にあらわれているかという資料をひとつお出し願つて、私も少し意見があらひます、厚生省の考え方を聞かせ願ひたい。私はきょうはこの二の問題を提起しておきたいと思ふんです。前段の問題で御意見がありましたら大臣から……。

○国務大臣(小林武治君)　いまのごみとか、し尿処理の問題は、やはり怠慢といふは怠慢、政府もよくよく立ちまわして、来年度から徹底的にこの問題を進めよう、こういふことで、総理大臣の施政演説にまで入れてもつた、こういうことで相当進捗を来した、また、お話のように、地方団体とわれわれが非常に大きな宣伝をした、また、現実に地方団体が非常に困つておるというところで、三十九年度は地方もふり立つてこれらの仕事をしよう、という機運が盛り上がりつてきましたので、相当進捗すると、こういうふうな思つております。われわれはまあ二カ年程度でもって大体八分以上の仕事をしてしまいたい、こういう考え方を持っております、これにつきましても先般法律を通していただきました、ちやうどこれが機運が盛り上がりつておることであります。で、統いて努力をいたします。なお、東京都につきましても、お話のように、地方の自治行政というもの、は、ごみとか、し尿とか下水とか、こ

た第二の埋め立てをするというお話でございましたが、大臣のほうは、現在の大体倍くらいは焼却できる、こうおっしゃるわけですね、四十二年になると。そうすると、あなただけのおっしゃっておるのは、二四・八%はいま焼却しておる、大臣のお話の倍にしても四九・六%、半分です。これははっきりしておかなければならない。要するに将来の五カ年計画を立てる場合

に、東京都はじめ、全国の、し尿、環境整備に関するごみの問題も含めて、計画を新たにお立てになって、それに對する国の補助のあれを出していくわけですから、これをはつきりしておかぬと、これはまた今年五年たつて第三の埋め立てをするということになる危険性が出てくるので、これはやはり厚生省の考え方を明確にしておいてもらいたいと思ふんです。そうしませんと、これはまたそのときに問題が起きますからね。これは質疑の中で委員長が感じましたから……。

○政府委員(館林宣夫君) 大臣が仰せられたのは個所数のことかと思ひます。現在だんだん新しいものができてまいりますのは、大規模なものができてまいります。最近つくりました二カ所、板橋並びに多摩川の処理場が日量二百トンの処理能力を持つわけでございます。今後は東京都はさらに五百トンないし千トンというふうなものをつくろうという計画がございまして、大臣はおそらく今後の焼却場の場所の数のことを仰せられたと思ひます。

○委員長(鈴木強君) そうしますと、四十二年になると東京都の人口が当然ふえていくでしようし、ごみもふえるが、それはすべて焼却によって処理できる、したがって、その間、第二のああいう埋め立てをしてくれという東京都の考え方であるし、厚生省としてもやむを得ないということ、さっき言った問題点も何とか克服できるならばそういう方向でやらせるといふ、そういう考え方だといふふうに理解していいわけですか。

○政府委員(館林宣夫君) そのとおりでございます。

○委員長(鈴木強君) 本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。午後四時十五分散会

二月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、公害対策基本法案(衆)

公害対策基本法案

公害対策基本法

目次

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 公害の防止に關する施策(第九条―第二十条)

第三章 公害対策審議会(第二十一条―第二十六条)

附則

第一章 総則

(目的) 第一条 この法律は、公害の發生の防止に關し、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、総合的かつ基本的な公害対策の樹立を図り、もつて國民の健康、日常生活及び財産等を公害から保護し、公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義) 第二条 この法律において「公害」とは、次の各号に掲げるものをいふ。

一 ばい煙、粉じん又はガスの排出又は放散による大氣の汚染で、地域的に、多数の住民の健康を害し、動植物の生育を害し、若しくは機械工具その他の物件を侵食し、又はこれらのおそれのあるもの

二 汚水、廃液又は汚物の河川、

湖沼、港湾、沿岸海域等の公共用水域及びこれに接続する水路への排出又は投棄による水質の汚濁で、地域的に、多数の住民の健康を害し、動植物の生育を害し、若しくは水道用水、かんがい用水、工業用水等の利水の便等を害し、又はこれらのおそれのあるもの

三 悪臭の発散による相当期間の臭気のみで、地域的に、多数の住民の健康を害し、若しくはその日常生活に障害を与え、又はこれらのおそれのあるもの

四 警笛音、作業音、爆音等の音響による相当期間の騒音で、地域的に、多数の住民の健康を害し、又はこれらのおそれのあるもの

五 作業場の振動で、地域的に、多数の住民の健康を害し、若しくは日常生活の静穏を害し、若しくは工作物その他の施設の効用を害し、又はこれらのおそれのあるもの

六 地下水、天然ガス等の採取による地盤の沈下で、地域的に、工作物その他の施設の効用を害し、若しくは高潮、出水等による災害を生じ、又はこれらのおそれのあるもの

(国の責務) 第三条 国は、この法律の目的を達成するため、公害の發生の防止に關し、その政策全般にわたり、産業の健全な発展との調和を考慮しつつ、必要な施策を総合的に講じなければならない。

(地方公共団体の責務) 第四条 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならない。

(事業者の責務) 第五条 事業者は、その事業につき公害の發生を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、公害の發生を防止するため、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(一般國民の協力) 第六条 國民は、公害の發生を防止するため、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(法制上の措置等) 第七条 政府は、この法律の目的を達成するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

(年次報告等) 第八条 政府は、毎年、国会に、公害に關する国の調査及び研究の成果並びに政府が公害の發生の防止に關して講じた施策に關する報告書を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、公害対策審議会の意見をきいて、前項の報告に係る公害に關する国の調査及び研究の成果を考慮して公害の發生の防止に關し講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 公害の防止に關する施策

科学的基礎研究及び実態調査並びに公害の發生の防止方策の研究を行なわなければならない。

2 政府は、地方公共団体が公害に關する研究及び調査を行なう場合においては、国の施策との調整を図り、その研究及び調査について指導し、及び助成するものとする。

3 国及び地方公共団体は、事業者又は民間研究機関等が公害に關する研究及び調査を行なう場合においては、必要な指導及び援助その他の助成措置を講ずるよう努めなければならない。

(公害防止の啓蒙) 第十条 国は、事業者その他國民に對し、公害の發生の防止の重要性について認識させる等の啓蒙ののために必要な施策を講じなければならない。

(大氣汚染に係る公害の防止) 第十一条 国は、ばい煙、粉じん又はガスの排出又は放散による大氣の汚染に係る公害の發生を防止するため、大氣の汚染の許容限度並びにこれらの排出及び放散についての基準を定め、その処理方法及び処理施設の改善を図る等必要な施策を講じなければならない。

(水質汚濁に係る公害の防止) 第十二条 国は、汚水又は廃液の河川、湖沼、港湾、沿岸海域等の公共用水域及びこれに接続する水路への排出による水質の汚濁に係る公害の發生を防止するため、公共用水域における水質の汚濁の許容限度及びこれらの排出についての基準を定め、その処理方法及び処

十七條 国は、事業者が公害の発生を防止するためにする設備その他の施設の設置等を助成するため、資金の確保及びあつせん、税制上の措置、補助金の交付等の必要な施策を講じなければならない。

2 審議会は、前項に規定する事項に關し、内閣総理大臣又は關係大

第十五条第一項の表中中小企業政策審議会の項の次に次のように加える。

等に関する諸願（第五一〇号）（第

九千三百八十二名

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第五〇六号 昭和三十九年二月六日
受理
社会福祉関係予算確保に関する請願
請願者 宮城県石巻市湊本町七
石巻市湊保育所内 亀
井見外二千九百二十名
紹介議員 村松 久義君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第四一七号 昭和三十九年一月三十一日受理
療術（医業類似行為）の制度化に関する請願
請願者 秋田県本荘市谷山小路
七秋田県療術師協会員
大庭千代美
紹介議員 松野 孝一君
この請願の趣旨は、第二五〇号と同じである。

第四三七号 昭和三十九年二月四日
受理
療術（医業類似行為）の制度化に関する請願（三通）
請願者 埼玉県浦和市本太町二
ノ一九八 青木栄外二
名
紹介議員 小林 英三君
この請願の趣旨は、第二五〇号と同じである。

第四四一号 昭和三十九年二月四日
受理
療術（医業類似行為）の制度化に関する請願
請願者 福岡市住吉宮前町三四
八 吉沢寧一

紹介議員 松本治一郎君
この請願の趣旨は、第二五〇号と同じである。

第四八一号 昭和三十九年二月五日
受理
療術（医業類似行為）の制度化に関する請願
請願者 秋田市川尻町保戸野境
八 照井藤松
紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第二五〇号と同じである。

第五〇二号 昭和三十九年二月五日
受理
療術（医業類似行為）の制度化に関する請願
請願者 富山県高岡市四屋九二
本間基作
紹介議員 櫻井 志郎君
この請願の趣旨は、第二五〇号と同じである。

第四三〇号 昭和三十九年二月三日
受理
失業対策事業従事者の希望退職者に対する一時金支給並びに賃金引上げに関する請願（三通）
請願者 鹿児島市郡元町二、四
五七 天辰のき外二名
紹介議員 田中 茂穂君
失業対策事業に従事する者の更生を図るため、左記事項の実現を期せられたことの請願。
一、希望退職者に一時金を支給すること。
二、生活保護者並みに現賃金の四割を引き上げること。
毎年若干の手当や賃金の引き上げが行

なわれているが、生活費の出費が多くなり、失業対策事業従事者は困つてい

第四三二号 昭和三十九年二月三日
受理
人命尊重に関する請願
請願者 鹿児島市長田町二七
川越マリア外七百十六名
紹介議員 田中 茂穂君
墮胎は言うまでもなく人殺しであり、しかも親が子を殺すのである。従つて、人命を尊重する立場から優生保護法の次の条について考慮せられたいとの請願。
一、優生保護法第十四条一項四号の条文「妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由による母性の健康を著しく害するおそれのあるもの」のうち「又は経済的」という言葉がむやみに拡大解釈されている事実。
二、同じく十四条一項五号の条文「暴行若しくは脅迫によつて又は抵抗若しくは拒絶することのできない間に姦淫されて妊娠したもの」の規定が、私通結婚者の中絶に悪用されて社会の風紀をみだしている事実。
今日、わが国の理由による殺人及び性道德の乱れ等社会悪の根元とみられるものはいろいろあるが、そのうち最も大きなものは何と云つても優生保護法の首点にあり、それがあたかも墮胎の公認の如き印象を与え、人命の軽視されていること今日ほどはなほだしいものはない。即ち優生保護法を悪用し、正規の手続きによる中絶だけでも年間百万を越えており、実数にいたつては恐るべきものがあると思う。しかもこの法は母性保護の目的で作られたにもか

かかわらず、女性自身は子を産みたい念願を有しているのに、この法の首点をたてに、男性が女性に強要して「墮胎しなければ離婚する」などとおどし母となる権利をじゅうりんしている実例が多い。従つて女性の被害がはなはだしく、人工流産後ノイローゼその他の神経症にかかつて一生を駄目にする婦人も多い。
又、人口問題に至つてはフランスが年間千人に対し、十八人強の出生率を示しているのに対し、日本は今日十七人何分と下まわつてい

第四三八号 昭和三十九年二月四日
受理
母子福祉法制定に関する請願
請願者 三重県上野市西大手町
中野たね
紹介議員 斎藤 昇君
母子家庭を守るために請願書添付の要綱案による母子福祉法を制定し、年金、税金、就労、住宅等を含む体系的総合的な母子福祉対策の確立を図られたいとの請願。
戦後十九年、戦争による母子家庭は、すでにその子女の多くが成人し、経済的に自立した世帯は少なくないが、その反面、離婚、離別、事故死等による母子世帯は逐年増加の傾向を示し、現在、全国における母子世帯は総数約三百万の多きにのぼつてい

これらの母子世帯は、いずれも、わが国における婦人の地位の低位と、子女の養育という重荷を負い、その生活状態はきわめて貧しく、現に生活保護を受けているもの約六万世帯もあり、その他の者でも、大体これに近い低位所得階層の生活で苦しんでいる。
このような生活状態の家庭における児童の育成はきわめて困難であり、不良化するものも少なくなく、その実情は憂慮すべきものがある（母子福祉法要綱案添付あり）

第五〇七号 昭和三十九年二月六日
受理
母子福祉法制定に関する請願
請願者 熊本県新生町二〇 堀内オワイ
紹介議員 林田 正治君
この請願の趣旨は、第四三八号と同じである。

第五〇八号 昭和三十九年二月六日
受理
母子福祉法制定に関する請願
請願者 熊本県八代郡鏡町 保田 雷
紹介議員 沢田 一精君
この請願の趣旨は、第四三八号と同じである。

第五〇九号 昭和三十九年二月六日
受理
母子福祉法制定に関する請願
請願者 福島県喜多方市一ノ四、五四六 猪俣ノブ
紹介議員 松平 勇雄君
この請願の趣旨は、第四三八号と同じである。

第五二二号 昭和三十九年二月六日
受理
母子福祉法制定に関する請願

請願者 福島市上浜町三一 穂
積チヨ子

紹介議員 山下 春江君
この請願の趣旨は、第四三八号と同じである。

第五二二号 昭和三十九年二月六日
受理
母子福祉法制定に関する請願

請願者 福島県安達郡本宮町大
町一 伊藤文子

紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第四三八号と同じである。

第四三九号 昭和三十九年二月四日
受理
医療費窓口全額現金払い制反対等に関する請願

請願者 鹿児島県指宿市十二町
三、二五七 吉元末男
外百九十六名

紹介議員 小宮市太郎君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第四四〇号 昭和三十九年二月四日
受理
消費生活協同組合の育成強化並びに物

価値上げ抑制等に関する請願(二通)
請願者 秋田県仙北郡協和村中
淀川 清水高博外六十
六名

紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じである。

第五二七号 昭和三十九年二月六日
受理
消費生活協同組合の育成強化並びに物

価値上げ抑制等に関する請願(二通)
請願者 秋田県山本郡峰浜村水
沢カツキ合一四ノ二
柴田卯吉外六十一名

紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じである。

第四四四号 昭和三十九年二月四日
受理
環境衛生関係営業の運営の適正化に關

する法律の一部改正等に関する請願
請願者 東京都新宿区百人町二
ノ一五六 山野治一

紹介議員 大倉 精一君
環境衛生関係営業(環営法第三次改
正促進、臨時行政調査会答申絶対反
対)全国総決起大会における左記決議
事項の実現を図られたことの請願。

一、環営法第三次改正案の内容強化と
その成立を図ること。
二、臨時行政調査会の関係答申の実現
を排除すること。
三、農業協同組合、生活協同組合等の
関係営業の跳りよりを排除すること。
四、営業施設の配置基準の法的権能付
与を図ること。
五、規制命令の条件緩和と発動促進の
こと。

第四八二号 昭和三十九年二月五日
受理
この請願の趣旨は、第二六九号と同じである。

法的措置を講ずること。
六、設備改善に対し国庫助成のみを
開くこと。
七、環同組合信用事業の法制化を図
ること。
八、行政事務の一部組合移管を図る
こと。

一、の說明
(一) 員外者対策の強化
イ、員外者に対し強制加入がで
きるようにすること。
ロ、員外者(農協、生協、購買会
等を含む)の不当な事業活動に
対して規制を強化すること。
(二) 施設の配置の基準設定が適正化
規程においてなされるようにす
ること。ただし、改正法施行前の
施設については適用しないことと
すること。

(三) 金融の助成措置
イ、組合の行ないうる事業に一業
種ないし数業種の信用組合又は
同一業種の数組合(都道府県組
合の複数)が信用組合を設立し
て信用事業を行ないうることに
すること。
ロ、長期、低利にして環営業種を
対象とする金融措置を講ずること。
(四) 行政業務の一部を連合会又は組
合に委託することができるよう
すること。

二、の說明
(一) 公衆衛生に及ぼす環営法適用業
種の役割を十分認識し、いやく
も公衆衛生の確保をおびやかすよ
うな措置を絶対行なわないこと。
(二) 環営法適用業種の母法を廃止し
ないこと。

(三) 営業の安定を業者組織の自主規
制にゆだねるというに名をか
り、規制命令等の経済規制を廃止
しないこと。
(四) 就業に関する資格制度を廃止し
ないこと。
(五) 環営法適用業種の許認可制度を
廃止しないこと。

現行環営法は、業者が直面する悪事態
の克服と営業の振興を期するには、な
お幾多の不備を露呈するに至つて
いる。去る臨時国会で廃案となつた環
営法第三次改正法案等にさらに実益を伴
う事項を追加し、これを今国会で成立
させるとともに、各般行政措置による
受益を積極かつ果敢に推進しようとする
ものである。

臨時行政調査会答申の実現は、公衆衛
生に至大な悪影響を与えることになる
ので、三百万関係業者は断固としてこ
れに反対する。

第四六一号 昭和三十九年二月四日
受理
水源の汚染防止に関する請願

請願者 鹿児島県鹿屋市長 永
田良吉

紹介議員 田中 茂穂君
水資源の汚染を強力に防止する措置を
講ぜられたことの請願。

水源保護の問題は、早急に解決を要す
る重要課題であるが、特に表流水を水
源とする水道施設にあつては、工場、
住宅等から排出される汚水の流入によ
つて極度に水源が汚染されつつあるこ
とは周知の事実である。現行水道法第
二条等、関係法律の消極的な規定では
充分にその安全を保持することができ
ないので、早急に水源の汚染を強力に

防止する措置を講ぜられたい。

第五一〇号 昭和三十九年二月六日
受理
P.T.(仮称理学療法)師法制定等に關
する請願

請願者 宮城県塩釜市尾島町一
四ノ二宮城県鍼灸按
摩サージ師連合会内
紀野国吉

紹介議員 高橋進太郎君
P.T.師法の制定並びにあん摩師等法の
改正に當つて、左記事項の実現を期せ
られたいとの請願。

一、P.T.制度の創設について
(イ) 今国会において制定されよう
としているP.T.(仮称理学療法)師法
の「旨又は同様主旨を理由とする」
「欠格事項を完全に排除すること」
と。

(ロ) 同法律にマッサージ師の業務が
P.T.と同様の条件(医師の指示処
方下)において行なわれた場合は
P.T.の業務と同一にみなすための
準用規定を設けること。

(ハ) 同法律にマッサージ師がP.T.の
教育を受ける場合は看護婦等と同
様の修業年限を一年ないし二年
短縮するための規定を設けるこ
と。

(ニ) 同法律に現行のあん摩師等法の
規定により、あん摩師の免許を所
有する者すべてに、現に病院等に
勤務しているあん摩師と同様、高卒
の履歴を有する者は開業歴一年、
中卒の履歴を有する者は開業歴五
年をもつてP.T.の受験資格を与え
るための経過規定を設けること。
二、あん摩師等法の改正について

第七部 社会労働委員会会議録第五号 昭和三十九年二月十八日【参議院】

(イ) 現行あん摩師の身分「あん摩(マッサージ及び指圧を含む)」を疾病の治療を目的とした「医療マッサージ師(高卒後二年の修業年限)」の二種に分離して規制すること。

(ロ) あん摩又はマッサージ施術所の開設者、管理者及び施術に従事する者は、すべてあん摩師又はマッサージ師の免許所有者に限定すること。

(ハ) あん摩及びマッサージの身分、分離後は現行あん摩師に対し両者の免許を与えること。

(ニ) 現行あん摩師等法第十九条に規定するいわゆる、医業類似行為者の処遇については、あん摩、はり、きゅう等と異名、類似であることにかんがみ、正規のルートを踏んで現在、開業中の者に限り、その生活権を考慮することとし、原則的には現行あん摩師等法の規定どおり禁止するための措置を講ずること。

(ホ) その他、今次あん摩師等法の改正の主旨が完全に生かされるよう、関係諸法令の改正又は新しく立法措置を講ずること。

厚生省は、今国会において、PT(仮称理学療法)師制度を創設するための立法措置を講ずべく、着々その準備を進めているが、遺憾なことはこの制度から盲人を排除すべく強い意志をもつてその作業を進めていることである。PTの業務内容とマッサージ師(盲人を含む)の業務内容とは大同小異であり、しかもマッサージ師のこの道における実績は数世紀以上に及んでいる。更に世界各国、いずれの国においても、この種法令中に「盲又は同様な旨」を欠格とする条項の規定はない。これらの事実をもつてしても、厚生省の意図は盲人をはじめ現行あん摩師の既得権侵害であり、特に盲人の人権じゅうりんとある。

次にあん摩師等法の改正についてであるが、関係法令の不備に乗じて、現在無免許、もぐり業者の横行が著しく、行動の不自由を余儀なくされている盲人の苦境は見るに忍びないものがある。このような業界の清浄化と弱者の保護のため、あん摩師等法の改正のみにとどまらず関係各法令の改正又は立法措置を講ぜられたい。

第五四〇号 昭和三十九年二月六日受理

PT(仮称理学療法)師法制定等に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市塚口西浦 九二二社団法人兵庫県鍼灸按摩師会内 松本 富雄

紹介議員 中野 文門君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第五二四号 昭和三十九年二月六日受理

し尿処理場、じんかい焼却場建設事業費国庫補助増額等に関する請願

請願者 福島市杉妻町三番三三 福島県町村議会議長会内 藤田芳之助

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第三四九号と同じである。

第五三七号 昭和三十九年二月六日受理

国民健康保険事業に対する国庫負担金増額等に関する請願

請願者 福島市杉妻町二番三三 福島県町村議会議長会内 藤田芳之助

紹介議員 石原幹市郎君

地域住民の福祉向上を図るため、国民健康保険事業について左記事項を実現されるよう、福島県町村議会議長会定期総会の決議により要望するとの請願。

一、全被保険者に対し、すみやかに七割給付を実施し、療養給付費に対する国庫負担を五割以上とすること。

二、事務費国庫負担金の交付方式を根本的に検討し、法の規定どおり実質全額を負担すること。

三、国保診療施設の経営に対し、国の施策を強化すること。

1 施設の整備費補助金を交付すること。

2 施設の経営費に対して国庫補助金を交付すること。

3 施設の赤字に対して長期低利の融資の方途を講ずること。

4 施設の勤務医師確保対策を講ずること。

国民健康保険は、被保険者の大多数が低所得階層であり、従つて国民皆保険の実をあげ、国保の完全実施を期するには幾多の困難がある。中でも当面の問題点は、被保険者の担税力と保険者の財政力がきわめて劣弱で、町村は年々一般会計から多額の経費を国保会計にくり入れ運営をはかっている。